

# 会議録

平成 29 年 11 月 30 日(木) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 6 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員  
福嶋委員、鈴木委員、又地委員

欠席委員：吉田委員

会議時間 午前 10 時 00 分～午後 4 時 14 分  
事務局 吉 田、西 嶋

---

## 開 会

### 1. 委員長挨拶

**平野委員長** 皆さん、おはようございます。

ただいまから第 6 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 9 名でございます。吉田委員から欠席の届け出がありました。

委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

早速、本日の会議を開きます。

皆様方におかれましては、11 月の月末という中、また大変寒さが厳しい中、お集まりをいただき、ありがとうございます。

きょうは、調査事項は 3 件の課なのですが、その他の案件もあります。また、終わったあとに議員懇談会がございますので、1 日がかかりになると思いますが、皆様方におかれましては、最後までよろしく願いいたします。

## 2. 調査事項

### (1) <総務課>

#### ・財政収支計画の見直しについて

**平野委員長** それでは、早速、調査事項に入っていきたいと思います。

本日の 1 件目は、総務課の財政収支計画の見直しについてでございます。

資料が事前に配付されておりますので、皆様方はお目通しをいただいたと思いますが、早速、資料の説明を求めたいと思います。

若山課長。

**若山総務課長** おはようございます。

朝早くからの常任委員会、ご苦勞様です。総務課、若山です。本日はよろしくお願ひいたします。

本日の調査事項であります、木古内町財政収支計画につきまして、担当主査の田畑のほうから説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

**平野委員長** 田畑主査、説明をお願いします。

**田畑主査** おはようございます。総務課財政グループ主査の田畑です。

私のほうから、まず資料の説明をさせていただきます。

まず、お配りしました資料の1ページ目は、平成29年11月現在の財政収支計画となっております。

2ページ目につきましては、昨年度の常任委員会でお示しをしました、平成28年7月現在の財政収支計画となっております。

3ページ目は、今回の新たに作成しました平成29年11月現在の収支計画と前回の収支計画の対比となっております。

4ページ・5ページ目につきましては、財政収支計画を試算するにあたり、項目別の算出方法の考え方について、記載をしております。

6ページ目については、前回から追加をしました基金額の推移となっております。

それでは、今回お示ししました収支計画について、修正点・変更点等を説明させていただきます。

資料につきましては、1ページ目と3ページ目をそれぞれご覧いただきたいと思ひます。

まず、平成27年度・平成28年度実績額につきましては、それぞれ決算見込額から決算額に置き換えております。

続きまして、平成29年度につきましては、平成29年11月現在の予算額に、平成28年度継続費繰越額及び繰越明許費を加算した額に置き換えております。

なお、平成29年度決算見込額がマイナスの8,240万円の赤字というふうになっておりますが、この額につきましては、11月時点の財政調整基金繰入額となっております。

この数値につきましては、今後12月から3月補正等の状況により増減をしていくこととなります。

平成30年度以降の変更について、歳入のほうから説明をさせていただきます。

こちら3ページのほうに、それぞれ対比が載っておりますので、そちらのほうの数字が動いているところというところで、ご認識いただければと思ひます。

まず町税につきましては、平成29年度に北海道新幹線に係る固定資産税、こちら償却資産になりますが、増額補正したことを受けまして、平成30年度以降にも数値を反映させております。また、高齢者入浴無料券交付事業の実施に伴い、入湯税の増額分についてもこちら反映をさせていただいております。

続きまして、普通交付税につきましては、平成29年度時点の算定基準に基づきまして、先ほどの固定資産税増額分を基準財政収入額に加えたうえで算定し、数値を修正しております。

分担金及び負担金、国庫支出金、都道府県支出金、繰入金、地方債につきましては、前回の収支計画作成後に振興計画に登載されました新規事業に係る特定財源それぞれ算入しております。

なお、繰入金の 32 年度の数値がほかの年度と比べまして、大幅に増額となっておりますが、こちらにつきましては旧江差線施設解体撤去事業準備基金が、収支計画と決算見込額との対比で 1,840 万円程度減額となっております。収支計画上は平成 32 年度までに基金がゼロになる計画でありますので、事業費を 32 年度で調整をさせていただいていることによるものです。

なお、歳出につきましては、こちら普通建設事業費のうちのうち、単独事業費で調整しております。

繰入金のその他の内訳につきましては、平成 28 年度に造成をしました企業振興促進基金の繰入金となっております。

また、財産収入の増額につきましては、こちら企業振興促進基金の利子収入を加えたことによるものです。

なお、増額が平成 30 年度・32 年度・33 年度のみとなっておりますが、こちらはそれぞれの費用を 10 万円単位に四捨五入したことにより、増額というふうになったことによるものです。

続きまして、歳出について説明をします。

物件費につきましては、平成 29 年 7 月から旅費の見直しを行っておりますので、その影響額が増額となっております。そのほかには、今年度から実施されました学童保育事業に係る費用を加算しております。

続いて、補助費等につきましては、新たに振興計画に追加された事業費を算入しております。

主な事業につきましては、高齢者入浴無料券交付事業、企業振興促進助成事業、空き家リフォーム助成事業となっております。

公債費の増につきましては、新規追加事業の特定財源として地方債を算入しておりますので、こちらの償還金の増となっております。

積立金につきましては、歳入で説明をしました企業振興促進基金の利子収入を基金に積み立てることによる増となっております。

普通建設事業のうち単独事業費の増は、先ほど申し上げたとおり、旧江差線施設解体撤去事業の事業調整によるものです。

これらの変更を加えましたうえで、平成 35 年度末の財政調整基金及び備荒資金残高は、4 億 130 万円と従前計画より 2,480 万円良化をしておりますが、良化の要因としましては、北海道新幹線に関する償却資産に係る固定資産税が想定より多かったことで、歳入が増額となったことがあげられます。

なお、3 ページの従前計画との対比で、一番下の基金残高が平成 28 年度から平成 32 年度まで、対比がマイナスとなっておりますが、これは従前計画では平成 28 年度を 1 億 3,360 万円の黒字で算出しておりましたが、平成 28 年度 9 月定例会で企業振興促進基金 2 億円を一般財源で造成したことにより、決算では 700 万円の基金繰入を行い、収支不足を補てんをしているため、基金残高が減少したためです。

最後に、6 ページ目が基金額等の推移となっておりますが、こちらピンクに着色している箇所が、収支不足に充当できる財源となり、財政調整基金と備荒資金を合算しまして、10 万円単位に四捨五入をした数値が水色で着色した箇所になります。

その他特定目的基金につきましては、決められた目的に即した事業のみ充当できる基金となりまして、収支不足には原則充当ができない基金となっております。これらを含めました平成 35 年度末の基金等残高は、こちら 10 億 4,810 万円となっております。

以上で、こちらからの説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**平野委員長** それでは、資料の説明を終えましたので、各委員より質疑を受けたいと思います。

今回、財政収支計画を見直すにあたって、この振興計画の内容を変更というかした部分というのは、ないのですよね。振興計画は、もちろんそのままという認識でいいのですか。

田畑主査。

**田畑主査** 振興計画につきましては、変更する部分はありませんが、そちらに盛り込む事業と言いますか、そちらにつきましては当然、振興計画は 10 年計画となっておりますので、その都度、新規事業については、追加をするような形になっておりますので、そちらの事業自体については、追加を随時しております。

なお、こちらにつきましては、まちづくり新幹線課のほうで振興計画のそういった管理ですとか、そういった修正ですとか、そういったものは行われております。

**平野委員長** それで今後、発生するであろう新しい事業と言いますか、公共施設の見直し計画で取り崩しなのか、いろいろな面でお金がかかってくる。また、下水道で個別の補助があると。もちろんそれもこの中には反映されていないですよね、金額の中には。そうなった時に、新たなその事業が今後発生した時に、はたしてこの残高でやりくりできるのかというのが率直な感想なのですよね。その辺の見解というか。

田畑主査。

**田畑主査** 先ほどお尋ねにありました公共施設の長寿命化ですとか、そちらの部分にかかる費用につきましては、10 年間の単位ではありますが、ある程度費用には既に盛り込まれているところです。従前の計画の中に、既に年度自体 10 年計画の中に、例えば公民館の設備改修ですとか、そういった部分については、費用を既に盛り込んでおりますので、ある程度の部分はもう公共施設の関係については、カバーはできているというふうな認識を持っております。

そのほかの例えば公共施設が新たに造られたですとか、そういったところがありましたら、また追加するところはあるとは思いますが、現状ではそういったところになっております。

**平野委員** 取りあえず、わかりました。

皆さんのほうから、何か質疑はございませんか。

竹田委員。

**竹田委員** 先ほどの説明の中で、旧江差線の解体の関係ですけれども、32 年で全て事業を終えるというのか、全部撤去するという説明で受け止めたのですけれども、これは以前この江差線の解体の費用については、部分的には必要な部分は解体・撤去するということだけれども、放置箇所もあるのかなというふうに当初、受け止めていたのですけれども、全てを 32 年までに整理をしてしまうということなのかどうなのか、まずそれを 1 点。

それと、やはりいまこの資料を見て、計画の最終年次の 35 年。基金残高も 4 億円という

状況で、前年度から見ればドンドン半減しているという。このあとの例えば見通し含めた場合に、40年までに見通した場合に、もう基金残がないという状況でないのかなというふうに思うのですよね。この減り具合から見れば。はたしてその辺の見通しというのはどういふに、ここの資料には出ていないけれども、このあとの年次の部分ではどう財政担当として押さえているのか。いろんなそれによっては、やはり当初計画している事業もいろいろローリングしなければいけないだろうというふうな懸念もちょっとあるものですから、振興計画見合いもありますし、その辺どういふふうに考えているのか、現段階の。

**平野委員長** 2点について。

若山課長。

**若山総務課長** まず1点目の旧江差線の解体なのですけれども、当初、基金に積んで32年度までに解体でこの事業を終えたいということでの計画を練っていて、それで基金を積み上げていただいて、そこから毎年その基金を利用して解体をしていくという計画をしていました。その中では当時、JRさんから譲渡を受けた中で、解体費用を町のほうでもらって、町のほうで使い方がある程度任せられているという部分がありまして、ただし北海道の管理する河川の中にある橋脚とか、どうしても撤去しなければならないものというのが実は、線路として目的が果たせないとすれば、撤去しなければならない。最低限はそういうこともやりながら、あるいは町のほうで当面支障のない、利用計画のない鉄路、枕木については、存置もありという中で、その後ある電力会社が上ノ国から木古内までの送電の相談もありまして、その中では既存の橋梁、北海道の河川にかかっている橋梁も利用したいという中で、いま協議が進んでいるところです。その場合は、電力の線が河川を占用したいということですから、その目的のために橋脚を残すことも可能性は残っているということ、その場合はその橋脚が存置になる。その場合は、費用がある意味かからなくて済むということもあり得るということで、取りあえず32年度は貼り付けはしてありますが、これは全額消費されるかというところではないということで、現在その辺の流用性があるということで、ご理解いただきたいと思えます。

それから、ご心配のとおりこの財政収支計画上は、35年度で現在の19億円から4億円くらいまで基金がなくなっていくような形ですけれども、財政サイドとすると先ほど田畑から申しましたとおり、第6次の振興計画をある程度この中で計画に入れながら、収支を計算するとこんなふうになっていきますけれども、もちろん26年度に策定した第6次の振興計画のいま4年目くらいなのでしょうか。随時、まちづくり新幹線課のほうで今後も6次の振興計画については、毎年度見直しも図りながらやっていく中では、いま現在あるものについては、網羅できるように計画も進んでいますが、いまご心配いただいているように、ものによってはあるいはローリングですとか、あるいは前倒しをしなければならないものとか新たなものとか出てくる可能性もありますけれども、その辺は町全体として高率の良い方法で、35年度以降一気になくなるようなことは決してないように、随時、財政計画を見直していきたいとこのように考えております。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 江差線の関係、いま実態というかそれはわかったのですけれども、先ほど田畑主査の説明では、江差線の解体の事業を終結を終える。そして、基金もゼロになるという説明をしなかったですか。基金は32年でゼロになると。実態はそうではないということな

のか、そうなのかによって違うでしょう。当初の計画どおり、32年で基金も全部使い果たすということなのか、存置の部分もあるとすれば若干、基金が残るのではないのかなというふうに思っている。だから、その辺がちょっと見え隠れしているのですよね。

**平野委員長** 若山課長。

**若山総務課長** 繰り返しになりますが、いま予定されている電力会社との協議中でありまして、これから電力会社のほうとたぶん国の認可とかを受ける作業に入っていくと思うのです。その認可が下りないうちは、うちのほうとすると計画上は解体に向けたことで、いま現在は進んでいると。ただし、認可を受けて電力線を埋設、あるいは橋梁にきょうがしていくということで、橋を解体しなくてもよくなった時点では、この基金のあり方を再度検討して、場合によってはこの特定目的基金が目的を果たし終えるのかもしれない。ということでいま現在は、32年度までの計画で積んでいる基金を利用して解体をするという計画自体は変えていないということで、ご理解いただきたいと思います。

**平野委員長** 佐藤副委員長。

**佐藤副委員長** 江差線の解体については、32年度までというような理解はいたしますけれども、現在、トロッコの運営会社が使っている線路です。あれは、将来永久に残すという考え方なのですか、それとも何年度までというような計画もあるのですか。

**平野委員長** 若山課長。

**若山総務課長** いまご質問の現在トロッコが運行している箇所については、町の施設としていま現在、土地も線路も町で譲渡を受けた施設を利用してやっていますから、そこにとこに別な計画が出ない限りは、町のサイドに任せられているということですから、いま産業経済課のほうで観光の関係の計画も練り直している中で、トロッコの部分がどういうまた形になるか別にして、あそこがほかの事業者から何かお願いをされているとかということはいまないので、当面は存置すると思います。

**平野委員長** ほか。

田畑主査。

**田畑主査** 先ほど課長からご説明がありました旧江差線の基金の関係に若干補足をさせていただきますと、こちらの基金につきましては、旧江差線の解体撤去費ということで、JRから助成をいただいて、基金助成をして、その目的のために作られた基金でありますので、一応こちら全施設を解体撤去するというので、当初では計画立てて振興計画にも登載をされておりますので、計画上は32年度までには使い切って撤去をするような形で盛り込まれております。ただし、先ほど申しましたとおり、実際撤去しないものも今後出てくることあるかと思っておりますので、こちらにつきましては決算時にこちらの収支計画のある程度、決算時に残額が残りましたら、この部分は一般財源に含めるか、若しくは財政調整基金ですとかに新たにその残額を積み立てるですとか、そういった形でこちらの収支計画のある程度プラスになる要因として残しているところであります。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** そうしたら、大変都合の良い話ばかり耳に入ってくるのだけれども、例えば撤去しないと。課長が説明したように、ピアをどこかの電気会社が云々とかとありますよね。

そうすると、JRさんからもらった基金の中で、そういうものは撤去しなさいよとなっているのだけれども、ピアとか。だけれども、撤去しなかったら返せという話にならない

のかどうか。そうすると、ちょっとまた変わってくるのだよね。その辺の確認と、それからJRから江差線の部分で、線路を撤去した部分等々があるわけです。鶴岡の頭首工の近辺だとか、ありますよね。道のほうから道道江差木古内線の関係で、路線を広げたいとかという話は、たまたま道に行ってそういう話を聞いてきているのですけれども、例えばJRの土地が町有地になったと。その部分で、例えば道路を拡幅するために木古内町さん、売ってくれませんかとかという話というのは、現段階ではありませんか。

**平野委員長** 若山課長。

**若山総務課長** ご心配になられているとおり、JRさんから町のほうにまず受けた金額というのは、既存の線路の撤去費、あるいは橋梁の撤去費用。ただし、一部小さい小水路みたいなところにかかっている管で、不整備の中で線路ができているところの不整備の撤去費用までではないのですけれども、5 m以上の橋梁形式の部分については、その撤去費用をいただいています。その中で、町のほうの都合で、そのまま存置できるものをJRさんが返せとかそういう話は当初から、それは町に委ねられていると。ただし、北海道の河川については、JRさんと北海道さんが事前に協議した中では、線路としての目的が終わるのであれば、それは撤去していただくのが前提ですねという中で、町のほうも入りながらその費用も町でいただいています。町のほうもそれについては、河川管理者と相談の中では、撤去するのが原則と言われていましたから、先ほどから申し立てているとおり、32年度までに撤去するという計画で進んではいました。ただし、ちょっと電力会社が進出してきて中で、河川を占用する理由ができたということでは、その部分が北海道に対して河川占用を別な形でできるということで、それは撤去しなくても良いといういま内々の下協議なのですけれども、それについてJRさんが返却を求めろということは、当初からそれはないです。ですので、そこは町とすればお金が残せる要因になるかもしれないという。いまの時点では、それがはっきりしていないということでご理解いただきたいと思います。

それと、道道については現在、線路の土地も合わせてJRさんから町に移管になりました。その中で一部、道道に拡幅に北海道が利用したいという土地がありまして、線路の部分の撤去費用は町がいただいていますから、町が責任を持って撤去をしました。道道になる部分です。ただし、土地については更地にしたということで、北海道が町から買っています。これは、もう27年度・28年度実績があります。

**平野委員長** ほか。

竹田委員。

**竹田委員** もう1点、教えてください。歳入の部分で新幹線にかかる固定資産の増の部分、それと前に総務・経済常任委員会で説明されたように、その分交付税が減額されるという部分。この数字が正しいだろうと思うのだけれども、その辺の何か積算の根拠になるものがあるならば、固定資産ではいくら入ってくる、その分の全額なのか何パーセントなのか交付税がその分減額される。そういうものと、ただこの数字だけを見れば、かたや税収が伸びている、交付税はドンドン減額になっているというその辺が。そして、年次によっては3ページの資料を見れば、29年・30年・31年と交付税の減額が大きくなってきているのですよね。その辺が税収見合いとの部分の関係なのか、いま国の指針の中での交付税の算定がこういう方針なのだということなのか、その辺もう少しわかるものがあるならば、できれば資料まではいかないにしても、口頭でも結構ですからその辺の説明を願いたいと思

います。

**平野委員長** 田畑主査。

**田畑主査** 竹田委員からもお尋ねであります、普通交付税の算定の関係でございますが、今回の収支計画で減額となっている要因としましては、以前 29 年度の普通交付税の交付額が決定された時にもご説明をさせていただいたとおり、交付税につきましては、もともと人口ですとか道路の長さ、延長、面積ですとか、下水道の整備状況ですとか様々な要因を勘案した中で、通常これだけの費用がかかるものというのをまず算出をしまして、その上で税ですとかそれぞれ国からの交付金ですとか、そういった通常収入されるであろう費用を差し引いた残りの部分について、交付税というのが算定をされることになっております。ですので、固定資産税が増えるというふうになりますと、自ずと収入額が増えますので、不足になる部分が当然減りまして、交付税が減額となるというふうになります。その交付税の中に算入されている税につきましては、税額が全てということではありませんので、ある程度課税額に対しまして、0.75 程度というような算出をしております。通常、収入ですとか当然、税が 100 % 入れば良いのですけれども、なかなかそういう訳にもいかないですし、滞納という部分でも残ってしまう部分もどうしても出てきますので、こちらにつきましてはある程度全国の市町村の中で平均的などと言いますか、ある程度良いところの徴収率ですとかそういった部分で算入をしておりますというところがあります。

各年度それぞれ減額となっている要因としましては、まずこれが 1 点ありますが、ほかにこれも 29 年度の普通交付税の決定の時に説明を一部させていただいておりますが、現在、普通交付税につきましては、平成 14 年度に国のほうの三位一体改革がありまして、その際に大幅に減額をしておりますが、その後徐々に回復をしまして、平成 25 年度をピークに横倍から微増という部分が続いております。平成 29 年度は一応、固定資産税の先ほど言いました増額により大幅に減少しておりますが、そちらを差し引いても現在、国の方針の中では 3 % 程度の減少ということになっております。こちらにつきましては、平成 27・28 年度あたりから以前は徐々に上がってきたものが、国の地方財政計画上でも 2 % 程度ずつ減少するような計画でいま推移をしておりますので、こちらの要因としましては、普通交付税の中に含まれていますトップランナー方式の導入です。先ほど言いました税の徴収率の高いところを取って、そちらの収入額を算入するですとか、あと業務の民間委託ですとか、そういった経費の節減に努めた団体に対して、ある程度交付税を優遇して、そういったところを進めることを促進するような仕組みが交付税の中でもとられているところでありますので、そういった部分である程度ちょっと減少する見込みがいまのところ立てられているところもありますので。そういった部分も含めまして交付税、一応この収支計画上は算定をさせていただいているところではあります。ただ交付税につきましては、正直言いますと毎年度、制度自体が変わっていくところでありますので、なかなか資料としてそういったものをお出しするというのがちょっと難しいところがあるということで、ご理解いただければと思います。

固定資産税の新幹線関係で増えた部分につきましては、駅舎の部分ではありますが、こちらにつきましては平成 28 年度から課税されておりますので、こういったところで前回の計画にも盛り込んでおりますが、今回は償却資産の部分。鉄道ですとか、そういった構築物ですとか、そういった関係につきましては、新幹線の鉄道全てを国のほうで J R から国が



データーをもらって、それぞれの市町村に割合で交付されるような形になっておりますので、こちらについて 29 年度以降盛り込んでいるところではありますが、償却資産につきましては、ご存じのかたもいるかと思いますが、毎年度減価償却をしまして、毎年度評価額というのが落ちていくような制度になっておりますので、こちらにつきましてはある程度そういった評価見合いと言いますのを加味をしながら、収入に盛り込んでいるところであります。

**平野委員長** ほか。

私のほうから何点かなのですけれども、最初に竹田委員から 35 年以降の心配な話をされましたが私も同様で、ただ歳入は当然低く、歳出は全ての施策を行った上でということで、かなり低めの算出をしていると。前回の収支計画を出した時も、そういう説明を受けました。ですので当然、この 35 年を終わった時にこの 4 億円という数字ではないとは思いますが。ただ、いまの交付税も毎年毎年制度が変わるという中で、人口減少も予想以上に進んでいる中で、その安易な考えではいけないと思うのです。

その中で、4 億円のその後です。これは 6 次振興計画に則って、26 年度から 35 年までというのが基本の財政収支計画の作成の基準だと思うのですけれども、35 年以降の 36 年・37 年を作っていくタイミングというのか、どのような計画で作っていくのか。この 7 次の振興計画に合わせて作るものなのか、どうなのか。以前は、平成 25 年に出していただいた時は、平成 32 年までの 10 年間を出したその後の 4 年間を仮に、32 年までの同程度で推移した場合は、という参考の資料も付けていただいたのです。ですので今後、できれば 36 年、今後 5 年くらいまで、このままの計画でいくとということ、さらに将来を見据えた計画書の作り方を希望したいなと思います。その部分について、担当課として考えがあればお聞かせいただきたいのが 1 点目。

それと今後、当然ながらこの 4 億円からいかにもっと残しておくかというためには歳出、いわゆる経費の節減等々あるわけですが、それにも限界があると思います。歳入を増やすというのが一番手っ取り早いのですけれども、それも難しい話で。ただ、それを考えていく中で、ここで歳入の算出方法の 4 ページ目があるのですけれども、これパッと見ると繰越金は計上しないと書いてあるので、じゃあ繰越金の分も増えていくのだなと思ったら、これを見ると繰越金はないわけで、実質繰越金を計上したとしても同じ数字ですよ。寄附金は計上しないというのが唯一、プラスになる件なのかなと思うのですけれども、町としてこの 4 億円を増やすための歳入を増やすための財政担当としての考え。寄附金をふるさと納税も含めて頑張って増やしていこうと思っているのか、どうなのかという考えをちょっとお聞かせいただきたい。

副町長。

**大野副町長** 担当のほうからも申し上げましたが、第 6 次振興計画の実施を事業を全てするというのをこの計画の中に盛り込んでおまして、第 6 次は平成 35 年度まで。いま委員長がおっしゃいます 36 年以降を数字を入れるとすれば、36 年以降の事業をどう組んでいくのかという視点で、それぞれの担当部局が数字を上げてこないと財政としては作れないという状況です。ですから、必要だというふうなことで取り組むとすれば、このあと振興計画の前期の 5 年が済んだあとに、11 年目以降です。36 年度以降についての見通しを立てていくということになれば、数字は入れていくことができるということになります。いま、

どういう事業を建設事業等、物件費等、これは人件費は出せます。人件費は出せますが、物件費等がなかなか出し切れないということもありますので、そういった中では公共施設等の総合計画、あるいは橋梁の長寿命化ですとかそういうのも作っていますから、そういったものを入れて総合計画で言えば個別計画をいま作っているところですし、そういったものが入っていけば作ることは可能となりますが、現時点ではちょっとすぐにできる状況ではないということで理解をしていただければというふうに思います。

それと、収入を増やしていくという方向では、町長含めてふるさと納税の今後のあり方について、検討をしております。近い時期にそれぞれ関係する部署がもう一度集まって、どういった方策で伸ばしていくのか、あるいは現状で対応をせざるを得ないのか。それは、中心となるはこだて和牛なのですが、なかなか欠品という状況が続いたりしているものですから、伸ばせないと。これは物理的な事情もありますから、その辺も整理をしながら、年内には担当部局が集まって検討しようということになっていますので、まず収入を増やしていきたいという思いはあるということで、理解をしていただければというふうに思います。

この計画を作って職員に周知をする中で、35年度には4億円の基金に減っていくという状況を見定めて、やはり職員は仕事をしてもらわなきゃならないですので、現在の事務事業を進めている中で、少しでも減額できるようなそういう運営をしていくということで、逆に財源が残っていくと。こういうような結果にしていきたいというふうに思っております。

**平野委員長** 副町長の考えについてはわかりましたし、説明も理解のするところです。

ただ、いま同じことをおっしゃったのですけれども、この4億円について危機感を持って取り組んでいただきたい。さらには、危機感を出すためにもいよいよ財政難でゼロになるんだぞというところまでの数字があってもいいのかなと私は逆に思うのです。

それで、いまの話からいくと7次の振興計画が出なければ、36年以降の数字が出てこないということですか。それとも中間の部分で、中間からさらに5年後を考えた数字を作っていくということですか。

副町長。

**大野副町長** カチッとした数字というか、これで進むんですという数字にはなりきれませんが、担当部局としましてはそれぞれ建設水道課なら建設水道課、産業経済課なら産業経済課、10年先の考え方はやはり持って仕事をしてもらっていますから、そういったいま持っているものを集めて、入れるということはできます。最初に、この財政収支計画を作った時に、そういう数字をもらいました。もらって作っていますから、できないことはないのですが、ただ私が言いたかったのは、まず前期5年の振興計画の事業をやって結果を出して、それで次に11年目以降の計画を出してくれというふうにしたいなと思っていたのです。

**平野委員長** 30年が終わった後、その結果も踏まえてその後、検討というか、するという認識でいいですね。わかりました。

新井田委員。

**新井田委員** 私のほうから、この6次振興計画があと28年以降6年ほどあるのですけれども、先ほど田畑主査のほうから交付税のあり方について、ちょっと説明がありましたけれども、その中でいわゆる構成の中で、この町内あるいは全般寄与した形でいけば、交付税

も上乘せの状況になると。そういう点もありますというようなお話があったけれども、やはりその点を我が町としても、この6年間の中で4億円を5億円にできるのか6億円にできるのかわかりませんが、そういう部分をきちんとアイディアを出しながら、そういう交付税のあり方をもう一回中身の見直し、あるいはそういうことをきちんと踏まえた中で、何をすれば交付税が増えていくのだと。木古内町のためにこういうことをすれば行政としてこういうことをしていけば、これだけの上乗せができる可能性があるとか、そういう部分をやはり少し揉む必要があるのじゃないかと思います。

いま言ったように、第7次の数字に関しては非常にいろんな部分で、いま数字として表せない部分は当然あると思いますので、やはり残された計画の中で、残された年数の中で、行政としてもいま言ったように、結果は同じ言い方なのですが、もう少し知恵を出していただいて、交付税をいま何回も言いますが、こうすればああすればもっともっと国からお金をいただけるというようなそういう部分をやはりもうちょっと考慮していただいて、一致団結の中でやっていただければなと思うのですが、その辺の見解とかどういう腹づもりと言えれば変ですが、あるかちょっとお示しをいただければとわかる範囲内で。

**平野委員長** 若山課長。

**若山総務課長** 先ほど主査の田畑のほうから申し上げたとおり、交付税は算定がいろんな面から道路ですとか人口ですとか、あるいは学校、保育園、いろんな要素から決められていて、それに対して収入見合いということで決められている中で、我々がよく事業課との相談の中では、事業を行うにあたっては、まずは補助金を取れる事業を目指して欲しいと。

補助事業に乗れないようなものであれば、有利な起債、あとで交付税がバックになるような起債を何とか展開できないかと。こんなことをはじめに相談しながら、事業を進めています。

例えば昨年であれば、まちづくりの駅前の取り組みですとか、そういうソフト事業に全国で何町村かしか選ばれない中で選ばれて、補助金がいただけたと。こういったことを今後も場面場面で、得策になるような補助金を見出しながら、事業を進めていくことによって、後年次の負担が少しでも軽くなるのかなという気はしております。

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 先ほど1ページの平成29年度の交通安全対策特別交付金、ここすみません。たぶんデータはどうなっていますか。その確認です。

**平野委員長** 田畑主査。

**田畑主査** 29年度の交通安全対策特別交付金のこちら伸び率につきましては、27年度からゼロで推移をしておりますので、ちょっと算定上は本来であればマイナスというような標記ですとかになるところであります。実際今年度につきましても、予算上は10万円というところで計上しておりますが、こちらにつきましてはもう既に交付の時期が終了しております。今年度も交付されないような形になりますので、実際はこちら決算ではゼロになるところであります。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** 4ページの歳入の部分の下からの諸収入の部分あるでしょう。ここに、「学校給食費本人負担金や保健事業を本人負担金」とあるのだけれども、学校給食に関しては無料

化にしたわけですよ。そうすると、この文言というのはちょっと馴染まないというような気がするのだけれども。

**平野委員長** 田畑主査。

**田畑主査** 学校給食費につきましては、児童生徒に関する給食費はいただいておりますが、そのほか先生ですとか教師ですとか、そういったかたからはいただいておりますので、こちらのほうの説明が足りなかったもので申し訳ありません。

**平野委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** ないようですので、以上をもちまして、総務課の財政収支計画の見直しについての調査を終えたいと思います。

総務課の皆さん、お疲れ様でした。

次の病院事業の方々が来られるまで、暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 10 時 51 分

**再開** 午前 11 時 02 分

## (2) <病院事業>

### ・国民健康保険病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計の上半期収支状況について

### ・病院事業職員住宅の建設場所の変更について

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続いての調査事項は病院事業で、国民健康保険病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計の上半期収支状況についてでございます。

それでは、資料が事前に配付されておりますので、早速、資料の説明を求めます。

平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** 改めまして、おはようございます。

いま委員長のほうから上半期の状況の説明を求められたのですけれども、先に資料のほうに配付しております、2 番の病院事業職員住宅の建築予定地の変更について、ご報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**平野委員長** お願いします。

平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** それでは、資料のほうは 14 ページになります。こちらをお開きください。

先月、議会の委員会のほうより副町長のほうへ、病院職員の建設予定地が変更になっているということで連絡を受けまして、私のほうで本来であれば予算委員会時にご説明しております、建設予定地と変更になっているということで、事前に報告すればよかったのでしょうかけれども、そのことを失念しておりまして、報告していなかったということで、まず前段大変失礼をして申し訳ございませんでしたということで、お詫びをさせていただきます。

まず、変更理由につきましては、予算委員会の時にもご説明をさせていただきましたが、

本来であれば病院の周辺に建設したほうが日当直時の病院への出勤等を考えればいいのではないかとということで、1棟目を建設しました老健の裏地に建設を予定をしておりました。

しかしその後、経営統合等が出てきて今後、恵心園と統合した場合に、職員駐車場の確保の問題も出てくるということもあり、1棟目のアパートの横、若しくは現在の木古内中学校の隣接地へ建設を予定しておりますということで、ご説明をさせていただきました。

その後、改めまして建設予定地について院内で協議をしたところ、町のほうから現在建てております病院事業職員の住宅の土地が寄贈されたというような打診がありまして、そこに建ててはどうかということで、改めて病院サイドで検討をしたところ、やはり当初からご説明していたとおり、少しでも病院に近いほうが職員にとっては住みやすいのではないかとということもありまして、いま建てておりますところへ変更をしたものでございます。

旧予定地と新しくいま建てております予定地につきましては、15ページ・16ページのほうに、図面として資料を添付させていただいております。15ページのほうは、新予定地と旧予定地のそれぞれの病院からの距離が客観的に見られるということで、両方を記載しております。

旧予定地と比較しても、病院のほうにかなり近いと。実際私が徒歩で病院まで行ってみたら、5分かからないで行けたというメリットもありますので、こちらのほうを選択させております。

また、黄色でマーキングしている箇所につきましても、町のほうに寄贈された土地でありますので、今後、3棟目の職員住宅を建てるとすれば、ここに建てることもできるのかなというようなことも踏まえ、建設予定地を変更しております。以上で、説明は終わらせていただきます。

**平野委員長** それでは、順番を変更しまして、先に職員住宅の予定地変更についての説明がありました。

質疑のあるかた、お受けいたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** ないようですので、また戻りまして、上半期の収支状況の説明を求めます。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

例えばなのですけれども、おっしゃったように病院にできるだけ近い場所というのは、やはり職員の皆さんのことを考えたり、緊急的な勤務が入った場合には、やはり近いほうがいいと私もそのような思います。

それで、見た目も同じような外観で、一般の町民のかたからも「おそらく病院関係の建物だよな」という声があったので。色は違うのですけれども、統一したことによって、わかりやすくいいのかなと思います。

それで、これはちょっとどういう形になるのか私はいまわからないで質問をさせていただくのですけれども、入居予定日と言いますか実際いつから入られて、何人ぐらいの予定です。実質、建物がどういう予定で動いていくのかということと、もし入居されるまでに時間があって、もし議会と行政が病院のほうと調整が付けば、一度中を内覧を見てみたいなというふうに個人的に思っている部分もあるのですけれども、その辺りについて。

**平野委員長** いま答弁をいただく前に、12月定例会が終わったあとに、現地調査で現地は見せていただくかという相談をしていますので、後ほど相談しますけれども。前段のほうだけ、答弁をお願いします。

平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** 入居予定につきましては現在、北斗市から通われている看護師が1名引き渡しと同時に入居する予定でございます。

引き渡し日は12月10日を予定しておりますので、12月年内中に引っ越しされると思います。

あと、入居予定につきましては、いま当院に勤められているこの春新卒で来られた看護師1名がきょう・あす、中を見た中で判断したいと。また、放射線技師は1名、1月から入居したいということで3名。プラス、いま1名の薬剤師で病院運営をしているのですが、薬剤師が不足しているということで募集をかけたところ、先日、薬剤師のかたが当院で勤められたいという意向を持って、町内のアパートを見学しております。このかたがいまほかの病院と当院を見学して、どちらか一方を選びたいということで、当院のほうを選ばれた場合につきましては、アパートに入居したいということになっておりますので、現時点では最大4戸が4月1日以降、埋まるのではないかなというような見込みでございます。薬剤師がほかの病院に行かれた場合につきましても、3戸半分は埋まるのではないかなというような見込みになっております。

**平野委員長** そのようなことで、全部で6棟ですよ。そのうち4月までに全部はきっと埋まらないという予定なので、空きがある部屋を見せていただく相談を今後しますので、よろしくをお願いします。

ほか。

福嶋委員。

**福嶋委員** 実は先般の時に、ちょっと話をしたのですがけれども、実は10月の18日にあそこの町内会長の話がありまして、「あの建物はどこの建物だろう」という話が出ました。

それで、色も変わった建物なので、どこかなという話をしましたら、結果的には病院の職員住宅だと。実は私も当初、ことしの3月の定例会の時に、いまの旧中学校に図面も位置も書いていたのだけれども、いつ工事にかかるのか、あそこで何もそういう工事がなかった。そうしたら、あそこは病院に変更をしたのだと、こういう話が実はありまして。

もう一つは、町内会長に建物の表示が足りないと、小さいと。どこの建物で誰がやっているのか、看板の位置がわからないと、看板が見にくいと。誰がそれをやっているのか。

もう一つは、地域の相談もないと。地域の町内会長に何ら相談に来ないと。周りから聞かれてもわからないという話でした。その辺がどうも私達にもそういう話がありまして、工事の内容が地元の業者なのか、旅から来ている業者なのか、これもわからないと。だけれども、何か本人はあまり小さいので見落とししたかもわからないけれども、そういう苦情がありまして、その時に私はあそこは当初でなかったのだよねと。だから、その辺がちょっと行き違いと言いますか、地域とのコミュニケーションが足りないと。公的な建物を建てるには、やはり町内会長にこういうふうになりますという話もあれがなかったという話でしたので、ひとこと伝えておきます。

**平野委員長** 何かそれに対して、平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** ご指摘のとおり、看板が大変見づらいところがあったと。また、設置についても場所が工事の事務所の建物に立てかけてあって、夜風で飛ばさ困るので、中に閉まっていたということもありますので、今後そういうことがないように気を付けたいと思います。

また、町内会長へのご相談ということだったのですけれども、近隣のかたには病院の建物になりますということでご説明はさせていただいておりますので、その辺は改めまして気を付けていきたいと思います。

**平野委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** ないようですので、以上で職員住宅の予定地変更については、終えたいと思います。

続きまして戻りますが、上半期の収支状況について、進めたいと思いますので、資料の説明を求めます。

平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** それでは、病院事業会計国保病院並びに老健会計も含めまして、特徴的な事項を私のほうからご説明をさせていただいたあとに、詳細説明は担当主査のほうから行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、国保病院事業会計につきましては、今年度も小澤事業管理者をはじめ、医師の診療体制の変更はございません。また、2年に一度の診療報酬もない中で、基本的には平成28年度の運営を踏襲する形で、行っております。

この中で、特徴的なのは平成28年度におきまして、試験的運行をさせていただいております福島町までの患者送迎バスを29年度から継続的に新規でやるということで行っております。これの上半期対比につきましては、177人増加になっておりまして、かかりつけ医が福島町から新たに木古内町の国保病院を選択していただいたかたが25名くらいいるというようなことになっております。

また、収支につきましても、バスの運行費用にかかるガソリン代や人件費、それから医療費を引きまして、半期では140万円ほどのプラスとなっているということをご報告いたします。

また、もう1点目は、患者数が入院患者がこの半期で伸びなかったというようなこともあり、また前々から病院と地域の密着性を高めるということで、今年度病院祭りというものを開催しております。

これは、町民の皆さんと職員の触れ合いをとおしまして、病院への理解を深めていただいて、気軽に病院に来ていただきたいということと、健診ではないのですが、日頃から健康に気を付けてもらいたいということで、病気の予防や健診への関心を高め、町の目標であります地域包括ケアシステムの中での課題でもある「元気な高齢者を作っていきましょう」という観点から、病院祭りでは血管年齢の測定や肺年齢測定、そして健康チェックコーナーも行いながら、開催したところでございます。

当初、200人くらい集客を見込んでいたのですがすけれども、残念ながら実際に足を運んでいただいたかたは、半数程度の108名というような形になっております。

しかし、実際はじめてやったものですから、当初200名来ていたらかなり来ていただい

たかたに、待ち時間があるというようなことも十分考えられましたので、初年度としてはまずまずの成果だなというふうに思っております。

ですので、来年度以降も試行を凝らしながら引き続き、病院が地域住民の皆様から親しまれるというような運営スタイルになるように開催をしていきたいというふうに考えております。

経営のほうにつきましては、資料をご覧のとおり、入院患者が大きく減少しております。

このことで、入院収益が 4,700 万円減収ということになっております。ただ、単価につきましては、入院・外来とも微増という形になっております。

また、外来患者数につきましても、増えておりますので、これは入院患者数の減少が大きかったというのがありますけれども、国の社会保障政策の流れであります在宅医療、在宅介護に取り組んできた部分も少し入院患者の減少につながっているのではないかなというふうに思います。

今後の病院運営につきましては、2025 年の地域包括ケアシステムの構築に向けて、病院の運営スタイルをどうしていかなければならないかというのをきっちりやっていかなければ、経営のほうは順調になっていかないと思いますので、この入院状況を見極めながらしっかりとした対策を考えていきたいなというふうに思っております。

一方、費用のほうにつきましては、給与費が増嵩しております。前年度職員給与比率は、60 %台まで下がったのですけれども、今回は 73.6 %に増嵩していると。この要因は、入院収益が下がったのと、将来的に不足する見込みである看護師を先行的に採用してきているというものが大きな要因でございます。前年対比で申し上げますと、看護師は 3 名増えていると。一方、非常勤職員につきましては、正看護師 1 名、准看護師 1 名が減少になっているということで、看護師全体では 1 名の増というようなことになっております。

経費につきましては、患者数は減少したのですけれども、こちらのほうについては、微増という形になっております。

減価償却費は、電子カルテの更新等があったため、約 1,000 万円くらい増嵩したということになっておりまして、トータルの半期の黒字につきましては、減収減益というようなことで、前年比 4,700 万円収支が悪化したものの、黒字赤字ということであれば、100 万円の黒字になっております。

また、資金ベースにつきましては、前年度と対比して 9 月までの現金が 6 億 1,070 万円ということでございますので、1 億 300 万円減っております。ただし、この 1 億円につきましては、介護老人保健施設への短期貸し出しということで行っておりますので、資金全体だけを考えれば 300 万円の減少に留まっているというようなところでございます。

また、収支計画との対比ですけれども、平成 29 年度で病院の改革プランを策定しております。このプランとの簡単な対比では、入院患者は 60 人で見込んでいたのですけれども、50 人と 10 名の減になっております。単価につきましては、2 万 9,540 円が 3 万 935 円と 1,400 円ほどアップしております。

一方、外来患者につきましては、計画が 153 人に現状 153 人と全く同じでございます。

単価は 8,417 円の計画に対し、8,919 円と 500 円になっております。

平成 29 年度におけます改革プランにおける経常収支は、4,500 万円ぐらゐの赤字になるのではないかなというふうな計画でございますが、今後、上半期の患者が 5 名程度増えたと



というような仮定のもと、収支決算を見込んでおりましたら、経常収支では 2,500 万円から 3,000 万円ぐらいの赤字になるのではないかというふうに見込まれております。ですので、収支計画よりは数値は良いものの、このままでは平成 29 年度の決算は赤字が見込まれるというような状況になっております。

次に、老健事業会計の特徴ですけれども、こちらにつきましても施設長は小澤先生が引き続き、兼務という形で行っております。

介護報酬ですが、こちらのほうは 3 年に 1 回の改定になるのですけれども、今年度臨時的な改定が行われております。全体でプラス 1.15 %ということで、内容につきましては、介護従事者の処遇改善を実施しようということで、月額 1 万円相当を引き上げたいというような中で、改正がされております。詳細につきましては、経験若しくは資格などに応じて、昇級する仕組みを構築したところを定期的に評価をするということでございますので、うちの職員にあたっては 4 月に昇級もしておりますし、資格に応じた手当も出しているというようなことで、これも対応をさせていただいているところでございます。

このような中、29 年度につきましても、老健の使命であります在宅復帰を見据えて運営をしてきております。

しかしながら、地域ニーズとの乖離が少しありまして、今年度につきましても稼働率が前年が 67.8 %だったものが、58.8 %と 9 ポイント下がっております。この影響で入所の収入につきましても、1,650 万円の減少になっております。

一方、在宅復帰を進めておりますので、通所並びに短期入所については、それぞれ微減から増というようなことで、単価についても維持しているところでございます。

一方、職員につきましては、前年からワンステーションを閉鎖し、60 名体制で行っておりますが、こちらについても効率的な運営ということで、介護従事者の不足している分がなかなか補てんできないと。また、地域ニーズについても 60 名を超える運営が見込めないということで、60 名定員というような中で行ってきております。

この結果、収益も減りましたが、老健につきましては損益だけみれば、1,000 万円の黒字というようなことになっております。ただ、老健も病院も建物に対する借金の返済がありますので、単年度の損益を確保したとしても、資金繰りが厳しくなるという問題点もございまして、ここをきっちり払えるような経営スタイルにしていかなければならないというような課題になっております。

老健につきましては、先ほど病院事業会計のほうから申し上げましたとおり、年度当初に 1 億円借り入れして運営をしております。これにつきましては、3 年据え置き 10 年払いということで、3 年間元金の返還はありませんので、この 3 年間の中でいま進めております恵心園との経営統合により、体制を強化した中で健全経営を図っていきたいというふうに思っております。

それでは最初に、病院事業会計の詳細説明について、担当の西山からご説明申し上げます。

**平野委員長** 西山（敬）主査。

**西山（敬）主査** 皆様、おはようございます。国保病院経営管理グループ主査の西山です。

それでは、私のほうから国保病院の上半期の詳細について、ご説明いたします。

はじめに、資料の 3 ページ目をお開きください。

患者の利用状況等について、ご説明したいと思います。

まず上の小さい表では、延入院患者数と外来患者数の実績を掲載しております。

上半期の入院患者数、平成 28 年度は 1 万 658 人、今年度につきましては 9,109 人で、対前年において 1,549 人の減となっております。また、外来患者数につきましては、平成 28 年度 2 万 223 人に対しまして、今年度 2 万 721 人と対前年において、498 人の増という状況となりました。

これにつきましては、資料の 5 ページ目をお開きいただきたいのですが、詳細について患者の利用状況ということで、四つの表を掲載しております。

上の 2 段につきましては入院患者、真ん中から下 2 段が外来患者となっております。

まず一番上の表ですが、入院患者を内科、外科、整形外科に分けたものを掲載しております。外科は、昨年度よりも増加いたしました。内科、整形外科につきましては、減少したという状況となっております。

二つ目の表につきましては、町村別を区分したものとなります。こちらの表に西部四町を掲載しておりますけれども、入院につきましては、全町において減少したという状況となりました。

また 3 段目につきましては、外来患者になりますけれども、こちらの科別で歯科をはじめ、外科、透析、泌尿器科が増加という状況となっております。

また、一番下の町村別では木古内町以外の 3 町において、外来患者数が増加したという状況となっております。

なお、6 ページ目をお開きいただきたいのですが、こちらにつきましては、平成 22 年度以降の入院患者、外来患者のそれぞれ月ごとに推移した表を掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

それでは、資料の 3 ページ目に戻っていただきたいと思います。

資料の 3 ページ目ですけれども、収支状況の説明について、ご説明いたします。

まず、収入です。こちらの入院収益から他会計負担金までの 4 項目を合計した医業収益が昨年度は、6 億 2,018 万 7,308 円に対しまして、今年度は 5 億 8,119 万 4,769 円ということで、対比いたしますと 3,899 万 2,539 円の減となっております。

要因といたしましては、先ほど事務局長のほうからもご説明がありましたように、やはり入院患者数の減少が一番大きな要因となっております。

一方、外来につきましては、歯科及び透析等の患者数の増加もあり、外来収益については、増加となっております。

次に、医業外収益ですが、こちらにつきましては、前年度とほぼ横ばいという形となっております。

よって、収入の合計が平成 28 年度では 6 億 5,950 万 2,874 円、平成 29 年度今年度におかれましては 6 億 1,953 万 2,904 円と、合計を対比いたしますと、3,996 万 9,970 円収入が昨年より上半期で減っているという状況となっております。

次に、費用ですけれども、給与費から研究研修費までの医業費用が平成 28 年度、5 億 9,681 万 939 円に対しまして、平成 29 年度では 6 億 643 万 7,794 円、対比いたしますと 962 万 6,855 円の増となっております。

主な要因といたしまして、将来的な定年退職を見越した看護師の採用を進めていること

で、給与費が増嵩していることと、あと昨年度電子カルテの更新を行っております。それに不随して、画像診断システムや検査のシステム等も更新いたしましたので、その部分の減価償却費が増嵩したことによる増加となっております。

次に、医業外費用ですが、平成 28 年度 1,299 万 9,473 円、今年度につきましては 1,203 万 4,154 円で、対比いたしますと 96 万 5,319 円の減となっております。これにつきましては、企業債に対する支払利息の減ということになっております。

支出の合計ですけれども、昨年度 6 億 1,090 万 1,212 円に対しまして、今年度は 6 億 1,847 万 8,898 円で、昨年度と対比いたしますと 757 万 7,686 円増という形となっております。

この収入の合計から支出の合計を差し引きまして、一番下の数字になりますけれども、平成 28 年度では 4,860 万 1,662 円の黒字ということになりました。今年度につきましても、利益は大きく減ったものの、上半期で 105 万 4,006 円の黒字となっております。

続きまして、4 ページ目をお開きいただきたいと思います。

こちらのページの上段にあります、経営分析に関する調べということで、ここでは項目を六つ掲載しております。

1 番の病床利用率から 6 番の医業収支比率までありますが、4 項目の対医業収益、これは職員給与費の医業収益に対する割合意外は、数値が上がれば前年度より良化しているということになります。

なお、病床利用率及び入院患者数、また経常収支、及び医業収支比率において、減少しているという上半期の結果となっております。これも先ほどご説明しましたように、入院患者数の減少したことにより、病院の経営状態が昨年度より後退したと言える状況にあると言えます。

なお、中段の表につきましては、予算額との比較になりますので、参照いただければと思います。

説明については、以上となります。

**平野委員長** 平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** ちょっと私と西山との説明の打ち合わせが上手くいっていませんので、実は今年度から収支状況の数値を報告するにあたって、前年度と少し変えております。減価償却費が上半期で半分、費用として掲載しておりますので、当年減価償却に対する収入であります、長期前受金を半期分入れないと収支のバランスがとれないだろうということで、今年度から医業外収益の中で、長期前受金の数値を載せておりますので、若干昨年の皆さんにお知らせしている数値ときょう配付している資料に違いがあると思いますので、その辺をご留意していただき、ご審議していただければと思います。よろしく願いいたします。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 11 時 34 分

**再開** 午前 11 時 36 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、病院の上半期の収支説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

又地委員。

**又地委員** 入院患者数が随分、減っている。外来に関しては、たぶん医療送迎バスの効果が出ているのだろうとそんなふうにも思うのだけれども、入院患者数があまりにも減っているなという危機感を持っているのですけれども、その辺りの分析というのは要素というか、その辺の分析はしているのかな。私は単純に、そうしたら病院に通う人方が、病院に来る人方が、いろんな予防接種だとかいろんな部分に参加していて、病院に予防の部分で一生懸命予防に励んでいるから、少なくなったのかなと思うところもあるのだけれども、それにしても随分多いなという感じを受けてるものだから、その辺どんなふうに捉えているのか、ちょっと知りたいと思いました。

**平野委員長** 西山（敬）主査。

**西山（敬）主査** 今回、入院患者数、昨年度と比較して 1,500 人以上のかたが減っているということで、やはりうちのほうでもこの間、分析のほうを進めてきております。

まず一つが、平成 27 年度から福島・知内・木古内含め、診療圏域の町に資料を要求して、広報の一部に亡くなったかたの記載があると思いますけれども、その資料をまずいただいて、年間どのくらいのかたが亡くなって、そのうちうちのかかりつけとしての患者がどのくらいいたのかという数字をまず拾っております。

また、新患患者がどの程度いるのかということもこれにつきましても、うちのシステムのデータから拾って、新患でかかった患者数とそのうち継続してどのくらいのかたがかかりつけ医としてかかっているのかという部分を調べております。

また、国保担当のほうから後期の分と、あと国保のレセプトの資料と言いますかそちらをいただいて、まずうちの町内でいくと木古内大江内科消化器科、光銭医院、大きく三つの病院がございましてけれども、その中でどれだけのかたが外来でかかっていたり、入院はほぼうちの病院という形にはなるのですけれども、どのくらいのかたがいるかというのを木古内と知内町、ちょっと資料が膨大な資料になるものですから、福島町までこの部分については調べてはいないのですけれども、そういった部分を調べながら、最終的に町として後期で負担している医療費がどのくらいあって、そのうち当院のほうに負担されている分がどのくらいあるかという部分を現在、調査しながら分析している状況です。できれば、もう少し福島町の資料等も含めて、最終的に細かい部分も皆さんのほうに回答できればなということで、実際いま現在分析のほうは進めているという状況となっております。

**平野委員長** 平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** 補足で一応、いま分析をしている最中なのですけれども、中間報告という形で取りまとめた部分につきまして、少し説明をさせていただきます。

まず最初に、西山のほうの説明した自然的要因の一つ、患者さんが多く亡くなって新しい患者さんが増えていないのではないかというようなことにつきましては、木古内町と知内町につきましては、亡くなられたかたはそれぞれ前々年と変わらないのです。ですから、大きく亡くなった人、そしてかかりつけ医だったかたが亡くなったことによって患者が減ったことは、見受けられなかったです。

ただ、福島町につきましては、例年に比べこの半期で、17 人ぐらのかたが亡くなっているということで、かかりつけ医につきましても、倍くらい亡くなっているのです、そ

の影響が少し出ているのじゃないかなというふうに思っております。

ただ、これにつきましては、深浦先生が閉院しましたので、いま委員さんがおっしゃられているように、福島までのバスを出してこの間、25名の新規患者さんが増えましたので、対応としてはやっているのかなというふうに思いますので、ここはもう少し分析しながらやっていきたいと。

また、医療費のほうを木古内、知内を調べましたので、これを調べた要因というのは、当院から町内であれば他院、大江先生や光銭先生のところに患者さんが流れていないのかなというようなことも心配しましたので調べたところ、当院の入院患者さん、外来患者さんにつきましては、75歳以上のかたがほとんどでありますので、保険者で言えば後期高齢者になります。ですので、ここを重点的に調べたところ、半期での医療費は5,000万円ぐらい減っています、後期高齢者の。ですので、又地委員さんがおっしゃるように、予防効果が出てきているのかなということも思いますけれども、まずは減っているということで、入院患者の収益が減るといえるのもあり得るのかなと思っております。

先ほどご説明した患者の流出ですけれども、これにつきましては町内医療機関が入院ベッドはうちしかないものですから、函館に流れているのかどうか調べるとすれば、膨大な日数がかかりますので、函館管内結構ベッドを持って置いているところがありますから、そこをもう少し厚労省のほうでありますデータがあるので、それを活用しながら調べられればいいのかということも現在、調査を進めているところでございます。その調査にあたっては、民間会社のほうで2か月無料パックの分析システムがありますので、きのうデモしてもらって、この2か月間で少しDPCだけ行っている病院しかないのですけれども、ちょっとお金もかからないので、まとめてみようかなというふうに思っております。

一方、当然入院費用というのは、外来費用とリンクするものですから、外来のほうの当院の利用状況はどうかということも後期高齢者に限って、調べております。外来患者における費用のほうにつきましては、そんな遜色ないのですけれども、当院に占める割合もそんなに減っていないと。減っていても1%ぐらいなのです。大江さん、光銭さん、当院とこの3院で、町内に分けてみても減っていないということがわかりましたので、基本的にうちをかかりつけ医としていた患者さんが減っていないということはわかりましたので、入院が今後どのように減っていったのかなというふうなものを追跡調査していきたいと思えます。

ちょっと言い忘れましたけれども、後期高齢者の入院日数が全体で半期で1,718日あります。これは、前年度の後期高齢者の日数と比較すると、マイナスの11%です。そのうち、うちの分が減っているのが323日分です。これを1,718日を分母とした場合のパーセンテージが18%です。後期高齢者全体での当院の割合というのが50%あります。50%が函館市内の病院に流れているということでございますので、この入院日数の1,718日のうち、単純に当院の占める割合を前年度対比で比べれば、半分である850人くらい減ってもいいのではないかなというふうになりますけれども、実質は323しか減っていないということでございますので、医療費の減少分と対比した分については、当院が減っていないということになりますので、逆に函館市内の病院が減っているのかなというふうな推測は立ちますが、今後改めて追跡調査をしながら、機会がありましたら報告をさせていただければと思います。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** それで、透析の病床の利用率、全体で割れば 50. いくらかで随分下がっているなと思うのですよね。それで、ずっと毎年聞いているのだけれども、ペナルティが発生しないのかという問題を考えながら、50.3 %の利用率という中で、透析病床とそれからケア病棟 20 床あるわけですけれども、その利用率を教えてくださいませんか。

**平野委員長** 平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** 資料がきょう手元に持ってきていないので、正確な数字は申し上げられないのですけれども、透析の稼働率というのはベッドを特に透析というふうに設定しておりませんので、全体の中での稼働率になりますので、これはたぶん午後からももう一度協議が行われると思いますので、資料をお持ちした中で、お答えさせていただければと思います。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** 将来的には、地域包括ケアシステムの構築を目指さないとだめだという部分の中で、うちは病床の利用率が 50.3 %、低いなと思いつつもケア病棟の利用率が知りたいなと思っているのですよ。これは、地域包括ケアシステムを構築するためには、ケア病棟の利用率がどうなのかと。これは、密接な連携があると思うので、その辺も午後から合わせて、いいですか。

**平野委員長** それは、いまわかるのですか。

平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** 地域包括ケア病棟は、急性期から回復期に向けて、入院される病棟でありまして、基本的にリハビリを集中的に投入して、自宅に戻ってADLを上げた中で生活をしていただきましょうというような病棟です。当然、その病棟には専従の理学療法士、作業療法士を置くことになっているのですけれども、当院の理学療法士、作業療法士からの現在の基準からいけば、1名の専従しか置けないというようなことでございまして、1名の専従者が担当できる入院患者を6名程度ということになります。これは、患者の施設基準として、1日あたり平均で2単位のリハビリをこなさいということになっておりまして、土日も含めると1日平均3単位をやらなければならないと。1単位20分ですから、3単位ですと1人の患者に1時間リハビリをやるということで、1日の勤務時間が8時間だとすれば当然、事務作業や昼食等の作業もありますので、だいたい6人ぐらいしかできないということになっておりますので、現状の稼働状況からいけば、だいたいほかの理学療法士、作業療法士の応援もあつたとしても50%に留まっているというような現状になっております。ただ、これまでは老健施設がありましたので、老健でも当然リハビリをやりながら自宅に戻ってもらうというようなこともできますので、稼働率が5割でも住民のニーズからいけばそんなに問題はなかったのでしょうかけれども、今後、特養に移行するにあたり、在宅復帰ということを考えれば又地委員さんがおっしゃるように、包括病棟の必要性というのは高まっていくというふうに考えますので、ニーズを見込んだ理学療法士、作業療法士を確保しながら、地域包括ケアシステムの構築に向けて行っていきたいなというふうに考えております。

資料は、午後からお持ちいたします。

**平野委員長** ほか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

ただいま又地委員からもありました入院患者が減っていますよという部分で、平野事務局長からはいま現在の報告がございましたが、よく幅広く分析されているなという感じは受けました。

ただその中で、もちろん様々な分析の中で、周りの病院患者さんとかいろんな要素はあるかと思うのですけれども、なぜ当院を選んでいただいたのか、なぜ当院じゃなかったのか、そこが一番シンプルな部分だと思うのです。ことし病院事業の中で、先ほど西山（敬）主査からも説明がありました病院祭り、こちら 108 名ということでしたけれども、人数に関わらず私はすごく評価すべき挑戦だったのではないのかなと思っております。

あと、フェイスブックの中で、ことしの 8 月 15 日の投稿で、アンケートボックスを設置されて、ソファを付けましたよとか新聞置きましたよとか、本当に細かいところを患者さんの目線になってやられているなというふうには、私はそのように評価をしているのですけれども、それが実際に患者となり得るかたに、なかなか伝わりきれていないなという状況があるなと思いました。

ですので、もちろん患者さんになり得るかたというのは、もちろん高齢者のかたが多いので、もちろんインターネット、フェイスブック等はなかなか見る機会はないと思うのですけれども、このフェイスブック等の投稿を見てもインフルエンザに気を付けてくださいねとか、雪が降りましたのでタイヤ交換に気を付けてくださいねですとか、非常に身の回りの部分も気配り・目配りができた姿勢は本当に評価すべきです。ただ、それを患者となり得るかたにどのように今後、病院新聞なのかどうなのかちょっといろいろな方法があるかと思うのですけれども、選んでいただくためにもう一度調査分析の中に、選ばれる理由、選ばれない理由という本当の具体的な部分を落とし込んでいただければ、患者さんの全体数は減っているかもしれないですけれども、より町民含めて皆さんに愛される病院になれるのかなと私は個人的に思っているのですけれども。ちょっと要望と言いますかの部分なので答弁はできる範囲で、フェイスブックの投稿にしてもその辺りお客様になり得るかたへの広報の部分で、ちょっと工夫している部分ですとか、今後の課題がもしありましたらお教えいただければと思います。

**平野委員長** 平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** SNSでの発信というのは、病院事業管理者の意向でして、職員の採用も含めて有効活用をなさいということで、進めていることに対して今回評価をいただいたことは、すごく嬉しいことでございます。

今後につきましては、3 か月に 1 回、もっこないという機関誌を発行しております。ただ、両面 1 枚ものでなかなか情報量を多く載せられないものですから、どうしても省かれるといういまおっしゃったこの患者さんからのアンケートに対応というのがありますが、せっかくの機会なのできっちり患者さんのサービスについては、対応しているということ伝えていければいいと思いますので、今後の課題として前向きにやっていきたいと思っております。

**平野委員長** それでは、まだまだ質疑があると思いますが、昼食のためこのあとの質疑は午後からにしたいと思います。

午後 1 時まで、暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前 11 時 55 分**

**再開 午後 1 時 00 分**

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、病院事業の上半期収支状況についてですが、午前に要望していた資料が配付されましたので、まず資料の説明を求めたいと思います。

西山（敬）主査。

**西山（敬）主査** 西山です。

午前中、又地委員のほうからご質問のありました件につきまして、資料のほうを提出させていただきました。まず、上の段につきましては、平成 29 年度の実績です。下の段につきましては、平成 28 年度の実績ということで、年度は書いていませんけれども、下の段が平成 28 年度という形となります。

まず、上の段で説明いたしますと、一番上の項目で、入院が合計となります。そのうち、一般、包括、透析ということで、それぞれ月ごとに入院患者の件数を記載しております。

右のほうが外来の合計と、あと一般、透析ということで、それぞれ掲載のほうをさせていただいております。

なお、うちの病院は 99 床ということで、その内訳といたしまして、一般が 71、包括 20、透析 8 ということで、これは予算の積算のベースでこちらのほうを計上させていただいておりますので、それに基づいた稼働率という形でご承知おきいただければと思います。

ここで、前年度と比較いたしますと、先ほどお話がありました透析の部分につきましては、前年度よりも稼働率につきましては上昇しているという状況がありますし、ただ地域包括の病床につきましては、前年度を下回る数字となっておりますので、いま現在こういう形で推移しているということをまずは説明したいと思います。以上です。

**平野委員長** 資料についての質疑はございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**平野委員長** それでは、続いて質疑を続けたいと思います。

福嶋委員。

**福嶋委員** 先ほどの議長からの質問にもあったように、ダブるかもしれませんが、その辺お許しをいただきたいと思います。

まず、病床の利用率が去年よりも 8.5 %ダウンだと。したがって、99 床に 50.3 %、半分より入っていないと、利用をされていないと。はたしてこれで、国が空きベッドに対する交付税をただで出しているのかなという感じは私は思っているのですけれども、前にも言ったことはあるのですけれども、70 %を 3 年間わったら次の時からベッド数を減らさないという総務省からのそういう声があったわけです。それが何年も続いて減らさないと、いまもうきているという状況の中で、やはり最近の新聞状況を見ますと、来年度から医療費が 2 %ダウンすると。介護の改正時期も合わせて、いよいよ抑制策をやって、ベッド数を減らすのだという基本的な考え方。そういう流れの中で、はたしてこういうやつがいつまで保つというよりもできるのかなと。99 床の中で 50 %より入っていない利用率がいつ



になったらこういう改正というか、そこまでいくのかなという感じ。

それともう一つ、私ちょっとよく内容がわかっていて、昔のと違うので。看護体制で、10対1でいまもやっているわけです。その中で、病床の利用率が50%になったら、看護体制がいまの基準で充足率が何パーセントなのか、どの程度いつているのか。それをするいまの基準の体制で、どのような看護のいま不足なのか、余っているとえば語弊あるけれども、どのくらい算出しているのか、その辺をちょっと聞きたいと思います。

**平野委員長** 平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** ご心配されている病床利用率70%を切った時のペナルティについては、ずっとこの間ご説明しているとおり、総務省から言われておりません。

ただ昨年度、地域医療構想というのが全ての都道府県に策定が義務づけられています。

その中で、ベッド数の医療圏域に合った適正なベッド数の方向性というのが出されています。これによりますと、木古内町が属している函館市を含む南渡島医療圏におけるベッド数は、減らしなさいというようなことでの策定がされておりますので、その国の北海道の方向性に基づいて、ベッドは何らかの調整をして減らしていかなければならないのかなというふうに思います。その減らすベッドにつきましては、まず療養型、これを減らすと。合わせて、急性期を減らすということになっておりまして、高度急性期。いわゆる、函病とか中央病院とかのベッドは少し増やしなさい、あと回復期型を減らしなさいというような流れの中で、微調整でやることとなります。そうすると当然、ベッドを減らしやすいのは、公立病院になりますから、交付税などを使った中で、誘導されているのかなというふうに思います。

ただ現状では、方向性というのはどこの病院も出しておりませんし、いま現在の病院運営をするにあたって、病床を削減して交付税を少なくして運営するよりは、制度があるうちは病床数を削減しないで、現状のままで運営したほうが1床あたり特交と合わせると200万円ぐらいきますので、コストパフォーマンス的には良いのかなということで当面は、こん99床というのを維持していきたいなと思っております。

その理由のもう一つは、平成22年度に改築しました、病院の建設費用の償還があります。

半分過疎債で借り入れしておりますから、3年据え置き9年償還ということであれば、平成33年度まで1億6,000万円ぐらから2億円ぐらの元金を返すこととなりますので、残りの半分が交付税ときたとしても、半分の8,000万円から1億円は、病院事業会計で負担するということとなりますので、その収益を上げるためにも収益性の高い10対1で99床ということやってききたいなというふうに思っています。

また2点目につきましては、確かに今回、入院患者数が大きく減少しているわけでありましてけれども、診療圏域であります木古内町から福島町における人口数は減少するものの、国立社会保障研究所で出ております当院の入院患者のほとんどを占める75歳以上については、2030年度までは少し増えていくという予測になっておりますので、今回の入院患者数が継続的に次年度以降も続くのであれば、何らかの方策を検討していかなければならないでしょうけれども、現状の総論ですけれども、考えればいまの99床で運営していくのがベストなのかなというふうに考えております。

あと、もう1点の看護体制の件でございますが、10対1でやっているということで、看護師が足りないのはおかしいのじゃないかというようなご指摘だと思っておりますが、看護体

制は10対1でやっているのですけれども、この10対1の基準になる入院数については、60名で看護師を配置しております。ですから、99名満度に患者さんが入院するという条件で看護師を配置しているわけではありませんので、現在、看護師が配置が足りない要因の一つには、育児休暇や産後休暇、産前休暇を取られている看護師さんが今年度3名いたと。また、来年もめでたいことに看護師さんが出産する予定でございますので、その穴埋めもしていかなければならないと。ですので、いま若い看護師さんが来ておりますので、町にとっても良いことだと思いますから、ぜひ若い看護師さんにどんどん来ていただいて、お子さんをたくさん産んでもらえれば病院運営のみならず、町の定住、人口増につながるのかなというふうに思いますので、その辺はこのような内容になっているところで、ご承知おきください。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後1時08分

**再開** 午後1時08分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

福嶋委員は、いまの答弁はよろしいですか。

福嶋委員。

**福嶋委員** この頃、病院のもっこないのあれを年4回見ていまして、非常に新しい看護師さんの顔写真が出ていまして、よく前年度ですか。人材育成のところに頼んで、1人かなりの金額がかかって探したと。その成果もあったのだろうけれども、見つかったと。

もう一つは、奨学資金の活用をもう少し上手く、今後のためにやはり若い人を育成するためにも、いまの職員宿舎を6戸・6戸、12戸を作ったわけです。そういう点についても、やはり養成していくべきだと。

前にも予算委員会の時に言ったのだけれども、老健のほうも流れは変わるけれども、病院の体制も多めに希望者がいなくなれば別だけれども、いるのではないのかなというふうに思いますので、その辺は十分今後、若い看護師さんと呼ばせるためにもそういう心構えが大事だと思います。

そういうことで私は、これを見て人件費が前年度67.6から73.6になったと。6%アップしたと。これは、ベッド数の入院患者の数によって分母が違うようになるから当然、このようになるのだけれども、昔は私達がいた時は、人件費が50%を超えたら絶対赤字になるのだとこういう論法でありました。いまは、交付税が特交も含めてかなりきているので、その辺はならないけれども、そういう気持ちで病院の仕事もしていましたし、それからもう一つは病院の職員数が100人を超えているわけだ。88名だったかな、正職員、プラス臨時職員が35名くらいいたはず。その中で、入院患者が50人と、外来が150人と。普通は採算ペイするわけないのです。いまの国からの交付税がかなり有利な体制になっているので、いまの状況になりますけれども、今後とも十分その辺を踏まえて、やはり運営していただきたいということを考えて、お願いしたいと思います。以上、終わります。

**平野委員長** ほかの質疑あるかた、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** ちょっとここで、暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 1 時 11 分

**再開** 午後 1 時 31 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか、質疑はございますか。

竹田委員。

**竹田委員** 病床率等々のことを考えれば、木古内町の人口減を考えれば、上半期の収支については縷々、先ほどから説明をされているように、いろんな努力の結果がこういう数字に出たのかなというふうに思っています。この部分は、職員含めた取り組みの成果だと、この部分は評価したいなというふうに、個人的にはそう思います。

ただ、先ほど福嶋委員も言っていたように、医業収支のやはり改善をしていかないと病院の経営というのは、やはり最終的には病床率につながるという現象にもなるだろうし、この部分については病院の改革プラン等の中でも先ほど事務局長が言っていたように、これからの療養型の改善だとか急性期病床をどうするという部分もこれから出てくると思いますので、その辺そういう部分に目を向けて努力をしていただきたいということを申して、特に答弁は入りませんが、そういうことで頑張ってもらいたいと思います。

**平野委員長** ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、以上で病院事業のほうの会計は終えたいと思います。

続きまして、介護老人保健施設の上半期の状況について、詳細説明をいただきたいと思っています。

東主査。

**東主査** 老健いさりびの東です。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の 8 ページのほうをお開き願います。

老健事業の会計ということで、上半期の利用状況及び収支状況について、ご説明させていただきます。

それでは、8 ページの上段になります利用状況について、説明させていただきます。

入所の関係になります。入所者につきましては、今年度の上半期については、8,562 名と前年度より 1,367 名少なくなっております。1 日あたりに対しますと、46.78 人と前年度より 7.48 人少なくなっております。1 日あたりの収入額ですが、1 万 3,749 円と昨年より 103 円プラスになっております。この内訳が介護報酬利用者負担ということで、載せさせていただいております。平均介護度につきましては、2.9 と前年度より 0.2 ポイント上がっている状況になります。

続いて、短期入所です。短期入所につきましては、442 人と前年度より 164 名増えている状況になります。1 日平均人数にすると、2.41 人と 0.89 ポイント、前年度より多くなっております。1 日あたりの収入額につきましては、1 万 4,740 円と昨年より 106 円増えている状況にあります。平均介護度についても、0.1 ポイント多くなっているという状況です。

通所につきましては、延べ人数 1,810 名と昨年より 223 名少なくなっております。1 日

平均人数 14.03 人と 1.94 名少なくなっております。1 日あたりの収入額は、1 万 1,124 円と前年度より 94 円増えている状況であります。平均介護度は 2.2 となっております、前年度より 0.1 ポイント少なくなっているというようになっておりまして、現在の上半期の利用状況となっております。

続いて、中段の施設運営事業収益です。施設運営事業収益が 1 億 4,446 万 6,795 円と、前年度より 1,766 万 517 円マイナスという状況になっております。施設介護料です。入所に関係するものです。9,800 万 1,260 円と、前年度より 1,657 万 5,255 円少なくなっております。これにつきましては、利用者が 1 日あたり 7 人ほど少なくなっていることが要因となっております。

居宅介護料です。これは、短期入所及び通所の介護料になります。2,431 万 4,540 円と、前年度より 36 万 2,574 円少なくなっております。短期入所の利用者が増えましたが、通所利用者が少なくなったことよってのマイナスという状況になっております。

利用者等利用料ですが、2,205 万 2,515 円と 67 万 992 円のマイナスとなっております。

これは、入所利用者が少なくなっていることが要因となっております。

続いて、施設運営事業事業外収益です。1,937 万 6,541 円と 63 万 473 円のマイナスとなっております。

他会計負担金、101 万 9,000 円マイナスとなっておりますが、これにつきましては町のほうから過疎債の分の負担金を償還金と利息分を負担していただいておりますが、28 年度については資金が不足する可能性があるということで、昨年 28 年の 5 月に収入をしておりますので、上半期として収入とみておりました。今年度につきましては、当初に国保病院のほうから 1 億円を借りて運営をしていることから、現在上半期においてまだ負担金を請求していないということで、ゼロということでマイナスとなっております。

諸収入につきましては、113 万 6,090 円と昨年より 21 万 5,482 円のマイナスとなっております、これにつきましては介護職員の待遇改善事業助成金というところが職員数も減少していることから、マイナスという状況となっております。

続いて、施設運営事業費用です。これにつきましては、1 億 4,768 万 5,507 円と前年度より 256 万 7,503 円マイナスとなっております。内訳といたしまして、給与費 8,852 万 3,596 円で、前年度より 503 万 6,998 円のマイナスとなっております。今年度は、前年度と対比して正職員 2 名が移動となっているのと、あとは退職で 4 名マイナスして、前年度の対比では全体比で 6 名マイナス、職員が少なくなっている状況となっております。

材料費です。513 万 2,839 円で、前年度より 54 万 8,647 円マイナスとなっております。

これにつきましては、入所利用者が少なくなったことによる薬品やオムツ代等の分が少なくなったことによるマイナスとなっております。

経費です。経費につきましては、1,482 万 1,139 円となっており、147 万 9,832 円の増となっております。増の要因といたしましては、光熱水費上がっております。主な要因といたしましては、A 重油をうちは熱源として行っておりますが、28 年度では 1 ℓ 単価はだいたい 55 円から 56 円でした。それが今年度は、70 円から 72 円と 15 円ほど 1 ℓ の単価が上がっていることから、大幅に光熱費が上がっているという状況です。

あとは、修繕費です。修繕費として今年度、網戸の交換をしております。網戸が特殊なため、10 箇所ほどしてだいたい 40 万円ほどかかっているという状況となっております。

続いて、施設運営事業外費用です。585万4,076円と前年より84万1,490円のマイナスとなっております。内訳としては、支払利息で584万1,894円と前年度より85万3,672円のマイナスとなっております。これは、過疎債等含めた企業債の支払の分の利息分という状況となっており、総体で1億5,353万9,583円となっており、前年度より340万8,993円のマイナスという状況となっております。

一番下段の損益です。事業損益は、施設運営事業収益の1億4,446万6,795円から事業費用の1億4,768万5,507円を引いて、マイナスの321万8,712円となっており、前年度より1,509万3,014円のマイナスという状況となっております。

経常損益は、総対の事業収益と総体の事業費用を差し引いて、1,030万3,753円のプラスとなっております。前年度の対比では、1,488万1,997円のマイナスという状況となっております。

9ページから12ページにつきましては、入所者及び通所、短期入所者の利用状況となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続いて、13ページになります。

13ページについては、キャッシュ・フロー計算書ということで、今年度1年間をこのまま推移して運営した場合ということでのキャッシュ・フローの予定となっております。

1の事業活動によるキャッシュ・フローですが、これについては施設を運営した時に、現金としてどれだけなるかという状況の中で、最終的には純利益では3,915万2,000円のマイナスになるだろうというふうに考えております。

中段の業務活動によるキャッシュ・フロー計では、現金で925万1,000円ほどマイナスになるだろうというふうな予測をしております。

2番の投資活動によるキャッシュ・フローです。有形固定資産の取得による支出、これにつきましては今回、施設内改修ということで経営統合に伴う施設の改修をしていることから、工事または設計だとかを発注している金額となっております。一般会計の繰入金による収入については、企業債の過疎債分の町負担分の収入で、投資活動によるキャッシュ・フローでは、4,471万5,000円のマイナスになります。

3番の財務活動によるキャッシュ・フローですが、先ほど説明した投資活動のキャッシュ・フローの中の有形固定資産の取得による支出に伴う建設改良の企業債の収入として、6,490万円を企業債で予定しております。それが、プラス収入としてあります。あと、企業債の償還で5,795万8,000円マイナスと。他会計の借入金による収入が1億円と。これは、国保病院から収入をするものとなっております。合わせて、1億694万2,000円のプラスというところで、現金でいくと下から3行目、増加または減少額でいう5,297万6,000円のプラス。4月1日時点の残高が1,077万8,000円ですので、3月末時点での現金でいくと、6,375万4,000円ほど残るであろうというような予測をしております。ただし、これはあくまでも国保病院から1億円を借りた上での現金残高となっておりますので、利用者が減っていること等含めて、老健運営は体大変厳しい状況というふうになっているという計算式となっております。以上、老健の上半期の収支状況ということで、説明を終わらせていただきます。

**平野委員長** 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、老健については来年の4月合併とありますし、今後の見解についての質疑はこのあとに統合についての

項目も別に用意しておりますので、そちらのほうに回していただいて、あくまでもこれまでの収支状況についてのみの質疑とさせていただきますので、どなたかあればお受けします。

竹田委員。

**竹田委員** いま経営統合の関係で協議している最中だと思うのですが、ただ病院からの借入の1億円。いま1億円が3月の時点で、6,000万円くらいしかなくなる。そうした場合にこの分のツケというか、借金も一緒に経営統合の中で整理をすると。あと、ことし借りたから来年・再来年、3年後からの年間1,000万円ずつの償還になるのか。そうするというふうにこれからの計画の中では、それも一緒に出てくるのだ。そうすれば単純に言ったら、年度末の老健の現金が6,000万円。6,000万円は病院に返すよ、端的に。そうしたほうが経営統合してご破算で運営する場合に、そのほうがはっきりしているのかなという単純な考えを持つのですけれども、その辺の1億円の行方がどうなのかというのがちょっと見え隠れしているものだから、その辺を説明してもらえれば。

**平野委員長** 平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** この経営統合にあたっての病院事業への借入に対する対応については、統合会議の中で特に話をしていないのですよね。ただ、病院事業としては取扱要綱に基づき貸しましたので、それを今年度で経営統合するから一気に返せというような考えは全くないです。ですので、6,300万円あるからそれをゼロにして、残り3,700万円を10年間で払えということではなく、あくまでも要綱に沿って貸し付けしておりますので、通常の負債を経営統合によって民間会社等も引き継ぐというふうに思いますから、それを引き継いだ中で、あと30・31年を据え置いて、33年度から元金1,666万6,000円を病院事業会計に返していただければいいのかなと思います。

ただ、竹田委員がおっしゃいますように、残り6,000数百万円しかない中で、経営統合にやっていくには不安が残るのではないかなというふうなご指摘もあるのかなというふうに思いますが、これは経営統合の中でしっかりと単年度黒字を確保していくという大義名分がございますので、その中でしっかりと収益を上げて、2年後からはじまる償還にはしっかり返していただくという方向で望みたいというふうに思っています。

**平野委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、以上をもちまして、病院及び老健の上半期の収支状況については、終えたいと思います。

#### ・昨年発生した老健「いさりび」の転落事故について

**平野委員長** 続きまして、その他になるのですが、病院事業の老健いさりびの転落事故について、同じ資料の中の18ページから付いておりますので、資料の説明を求めます。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後1時52分

**再開** 午後2時04分

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

以上をもちまして、病院事業全ての調査を終えます。大変長時間にわたり、お疲れ様でした。

### (3) <保健福祉課・病院事業>

#### ・老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合について(継続)

**平野委員長** 続いて、保健福祉課と病院事業合わせてのいさりびと恵心園との経営統合についてでございますが、5分程度休憩を取りますので、暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 2 時 06 分

**再開** 午後 2 時 16 分

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続きましては、保健福祉課及び病院事業で、老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合について、調査を進めてまいりたいと思います。

それでは、資料の説明を求めます。

平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。

これまでは、経営統合 3 社協議ということで、恵心園とそして保健福祉課を交えて行ってきて、保健福祉課のほうで議題を持って進めてきましたが、前回、委員会で説明した以降につきましては、恵心園と病院事業で協議をしてきております。そのため今回は、私のほうからご説明をさせていただき、補足する点がありましたら、保健福祉課のほうから対応をしていただくということで進めさせていただきます。

それでは、資料 1 ページをお開きください。

前回以降の進捗状況ですけれども、まず 9 月定例会で補正をしていただいた工事費の入札が終了しております。工事名は木古内町介護老人保健施設内部改修工事でございます、一括発注ではなく建築主体、機械設備、そして電気設備の三つに分けて、指名競争入札で発注しております。入札執行日は、平成 29 年の 10 月 16 日です。これを案内したのですけれども、建築主体、電気設備については、特に照会等についてはありませんでしたが、機械設備につきましては、町内業者を指名競争入札の業者として指名したわけですが、いずれの業者からも辞退届けが出てきたということで、機械設備の工事につきましては、10 月 30 日に改めて入札を執行しております。請負金額等につきましては、建築主体が予定価格が 2,523 万 9,600 円に対して、2,484 万円で落札になっております。落札率は 98.4 %。

また、電気設備については、1,081 万 800 円の予定価格に対して、1,049 万 7,600 円の落札ということで、落札率は 97.1 %になっております。

一方、2 週間後に改めて執行をしました機械設備につきましては、町内業者ができないということで、町外の知内町、そして函館市の業者を指名した中で執行したところ、2,012 万 400 円の予定価格に対して、1,630 万 8,000 円の入札ということで、81.1 %の落札率と

なっております。

当初は、10月16日に入札し、直ちに工事にかかりたかったのですが、機械設備の入札が遅れたということで、契約は10月17日から建築、電気は行っておりますが、工事につきましては10月31日からということで、2週間の工期の遅れとなっております。

続いて、作業部会の開催状況でございます。これまで経営統合にかかるフレームにつきましては、町と病院事業、そして法人の3社で協議しましたが、詳細につきましては実際経営統合になる病院事業と法人で協議を進めましょうという中で、二つの作業部会を設置し、協議を行っております。

まず入所部門につきましては、入所利用者の状況です。老健いさりびにつきましては、老健施設中間施設から終の住処である特別養護老人ホームに移行すると。また、法人側につきましては、多床室からユニット型の1床室に変更するというそれぞれの課題がありますので、この課題をどのようにスムーズに対応していくのかということと、職員の配置につきまして、お互い意見を出し合った中で決めていこうということでスタートしております。1回目が29年8月9日に行っております。双方から5名出て実施し、会議内容については、記載のとおりです。当時につきましては、工事がまだ発注される前でしたので、この工事内容が適切なのかどうかも含めまして、現場の意見を聞いております。2回目が8月17日、6名出ております。同じく、内部改修箇所の確認と経営統合後につきましては、洗濯業務はいま恵心園では、自前の洗濯機・乾燥機を持ちながらやっているのですが、老健いさりびの施設については、スペース的なものがありますので、これをどうするかというのを協議をしております。9月12日につきましては、職員配置と業務シフト体制ということで、今後、80名プラス8名の稼働となった場合に必要な人員数、並びに夜勤のあり方等を通所、そして入所を含めて協議をしております。その後、10月に2回、11月に2回というようなことでこの間、6回の協議をしてきました。資料を作成する前であったものですから、11月28日に予定ということで記載しておりますが、これは予定どおり終了しております。

続いて、通所部門です。通所部門は、9月15日が1回目の会議になっております。これも同じく、業務のシフト体制の確認、何人でいけば効率的に回せるのか、そして業務内容。

デイサービスとデイケアとなりますので、リハビリが実施される時間が出てきますから、その時間に対応したプログラムのあり方などを検討しております。そして、施設見学についてもデイケアとデイサービスは違うので、どのような業務になっているのか見学しようというようなことで行っております。

その後、2ページをお開きください。

10月には先ほどご説明した会議内容合わせて、デイサービスで利用されているかたの意向調査をやりましょうというようなことで現在、引き続きデイケアに通っていただけるのかどうか、通える曜日は何曜日なのかというようなことを進めております。また、職員交流につきましても、早急にやりましょうということで、それぞれの日程が確保できる日を調整した中でやっております。

あとは、来月上旬に記載の利用者の確定をした中での曜日、送迎体制の協議、そしてお互い持っています備品を確認して、不足する備品はないのかどうかというのを協議していきたいということになっております。



3 番目は、先ほどから来申し上げています職員交流、施設間見学についての実施状況であります。9 月から 10 月にかけて入所部門については、介護職員の施設見学を実施しております。今後、12 月 4 日来週の月曜日、この日函館市内のユニット型の特養がありますので、実際ユニットで稼働している特養を双方の施設職員が中心となって見学に行き、課題となっていることの解決事項の模索等をしていきたいということになっております。

通所部門につきましては、職員交流が進んでおりまして、10 月 25 日は当老健から 1 名がデイサービスに見学に行っております。11 月 14・15 日には、2 名ずつ恵心園のほうから当施設のほうに体験という形の中で、来ていただいております。ですので、最終合意はまだしていませんけれども、この間の協議につきましては、ある程度スケジュールに基づいて進んでいるというようなことになっております。

4 番目には、心配される恵心園職員の身分移管の確認状況でございます。これは、これまで恵心園の職員並びに臨時職員のかたにご説明を申し上げております雇用条件を改めて個別に提示させていただいて、恵心園側で職員のかたに詳細説明を行い、身分移管する同意を得るという手順を進めてもらっております。ですので、簡単な雇用契約書にサインをいただくという形の中で、ある意味正式な身分移管の確認をしているというようなところでございます。これの 11 月 24 日現在の状況ですけれども、正職員と臨時職員に分けて記載しております。正職員は現在、21 名いらっしゃいます。この中で、退職希望の意向を出されているかたが 4 名です。これに対する対応ですけれども、いろいろな問題というかあって退職されるわけですけれども、恵心園の担当の事務長さんには、本人が何で身分移管できないのか、その身分移管とならない理由が話し合いとして解決できるのであれば、当方としてもなるべく応じたいと思いますので聞いてくださいということで、かなり親身になって対応していただいたのですけれども、残念ながら 4 名出ております。事務職員については 1 名ですけれども、今後は事務職員の補充はせず、既存職員で対応する考えでございます。介護職員も正職員で 1 名出ています。これは、作業部会で現在、人員配置計画の案が出てきておりますので、その案が適切かどうか改めて検証させた中で、足りなければ早急に募集をしていきたいなというふうに思っております。看護職員も 1 名、退職です。こちらにつきましても、1 名退職しても対応できるというふうに考えておりますので、現状での退職補充はございません。給食職員は、1 名です。1 名は委託会社で職員を確保することになっておりますので、病院事業としては募集はしないとしております。

臨時職員につきましては 17 名、現在いらっしゃいます。3 名のかたが退職意向ということですので。介護職員が 2 名、これは先ほど申し上げましたとおり、今後の人員配置計画の中で、足りなければ速やかに募集をするということでございます。給食職員は先ほどのご説明と一緒に、合計で 38 名中、7 名の希望退職者があるというようなことで、法人側から報告を受けております。

続いて、5 番目がいさりび入所者の状況でございます。これは、老健施設から特養施設に移行しますので、この間ご説明してきたとおり、介護度 3 以上でなければ入ることができないというかたの状況が現在どうなっているのかというのを表にして、表してきております。表 1 は、10 月 31 日現在の老健の入所者でございます。要介護度別、町村別に 40 名の入所がございます。1 枚めくっていただきまして、表 2 は在宅復帰として施設を利用されているかたでございます。これも合計で 7 名おりますので、40 名中 7 名は 3 月までに在宅

復帰をされて自宅で過ごすことになっておりますので、残りの 33 名のかたが施設に引き続き特養として入所できるのかどうかというのが表 3 になっております。恵心園はマックス 50 名の入所になっておりますから、残された枠は 30 名というふうになるかと思えます。

そこに 33 名おりますので、3 名がオーバーするというふうになりますが、この 3 名の取り扱いと先ほどから申し上げていました要介護度の 1・2 の取り扱いについて、説明をさせていただきます。

まず表 3 の要介護度 1・2 につきましては、マーキングされておりますが、いずれも 4 名おります。要介護度 2 のかたの 4 名は、当町のかたでございます。このかたにつきましては、相談員が家庭環境、ADL等を調べたところ、以前ご説明申し上げました厚労省で示しております、介護度が 1・2 であってもやむを得ない理由であれば入所できるというに該当するというところでございますので、要介護度 2 のかたにつきましては、現状回復しなければ特養のほうに入所できるというようなことで考えております。

ただ、要介護度 1 のかたにつきましては、4 名いらっしゃるのですけれども、残念ながらやむを得ない理由には該当しないのではないかというのが 10 月末現在の状況でございます。ですので、このかたにつきましては現在、相談員がご本人が希望されるご家族が希望される意向に、なるべく沿うような形の中で対応をさせていただいております。外枠の短期に入所というようなことも考えられるのですけれども、短期の利用というのは要介護度 1 であれば、二週間くらいしかできませんので、残りのひと月のうち二週間をどうするかという問題もございまして、ほかの町の出身地の特養にも申し込んでおりますので、もしかすれば 3 月までの間に知内・福島のかたは入れる可能性もありますので、ここはご本人の意向に沿うような形の中、対応をしていきたいというふうに思っております。

6 番のその他につきましては、基本合意については調印をしておりますが、最終合意については調印はまだしておりません。最終合意案を作成し現在、法人側の理事会、そして評議会のほうでご検討いただいている内容でございます。変わった場所というのは、最終合意案は 1 番から 7 番までございますが、1 番・2 番・3 番につきましては、これは基本合意と変わっておりません。4 番が追記をしております。追記項目につきましては、「なお」からの以降でございまして、「なお、給与表等については、これまでどおり人事院勧告を適用する」ということであります。これは、お示ししている事務職員につきましては、国家公務員給与表の行政二表を適用させます。行政二表というのも当然、人事院勧告の適用になりまして、景気状況によってプラスもあればマイナスもあるという感じなのですが、既存の法人の職員さんについても定期昇給というのがされておりますので、定期昇給と合わせて人勧も定給することで、一定の労働条件を保てればということになっております。

一方、非常勤職員となられる臨時職員さんについてもこの間、当町の非常勤職員に対する規則では、人事院勧告を適用させておりますから、これも行いますというような確約がほしいということだったものですから、これを追記しております。

「また」の以降に書いております、「職員の処遇改善に向けて引き続き努力するものとする」というのはあります。これは、恵心園のほうでは正職員になるという制度があったそうです。それがモチベーションとなって、介護の質が上がってきていたということもあります。ただ、これからスタートしていく中では、職員配置を何名にして健全経営を図っていくということでは、きっちりした裏付けがなければ、その辺はできないというふうに考

えますので、それは継続協議していきましよう。制度的にも平成 32 年度には非常勤職員の評価制度というものはじまりますから、その中で合理的に評価できれば退職が出た段階で、準職員に空きが出れば 1 名というような形の中で運用できればいいというふうに思います。現在、なかなか評価制度というのも恵心園さん側でも上手く回っていないという実情もありますので、これを契機に双方で作っていく中で、職員の業務に対するモチベーションも上げていければいいのかなというふうなことで追記をしております。

5 番についても今回、追記という形の中で項目立てをして、合意書のほうに上げております。法人の解散に伴う残余財産は、全て木古内町へ譲渡するものとするということでございます。この間説明したとおり、いまの建物、そして法人が持っている財産は解散、そして精算したあとには全て木古内町に譲渡すると、していただくということで、これも評議会、理事会のほうで確認をしていただきたいということで、当方のほうからこれは追記をお願いしているところでございます。この譲渡に関する本来であれば国のほうに返すことになるのですけれども、定款を変更する中で木古内町にも譲渡できるような定款の変更をして、北海道知事のほうから承認も受けておりますので、これについてはその承認を受ける段階で、法人のほうも了承しておりますので、特に問題は生じないのかなというふうに考えております。以上が、最終合意書で追記になった部分でございます。説明は以上でございます。

**平野委員長** 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

福嶋委員。

**福嶋委員** わかる範囲内でお願ひします。1 番目の工事発注状況について、建築主体、電気設備については、1 回で入札をし落札で終わりました。真ん中の機械設備について、いま事務局長から説明があつて、町内の業者は辞退をされた。したがつて、町外に出したら函館酸素がとつたと。私、ここに 1 回目の入札が不調で終わったという感じで思つていたものですから、不調で終わったのが素人の私から考えれば、どこまで函館酸素が機械設備をこなしているのかわかりませんが、函館酸素というのは酸素会社です。酸素の補給を例えば木古内の病院にずっと私達がいた時から酸素の補給をやつてきた。その会社が 81.1 %で落札した。私から考えれば私の予想が間違つているかもしれないけれども、素人の業者が自分のところで請け負つたやる技術屋がいるのかどうかということも含めて、私は予想されますことは、下請けに出すだろうと。自分のところでやらないで直接じゃなくて、どこかにやらせるだろうと。にも関わらず、81 %で落ちたと。落札率については、最低制限が設けていなければ 81 %で通過したと、これは良いことなのだけれども、その辺の疑問がちょっとわかる範囲内。私の言つていることが違法と言ひますか、その辺はできないと言ひなら別だけれども、その辺の内容を聞きたいなど。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 私からは、辞退のためということで説明があつたのですけれども、その辞退届の理由という説明がされていませんでしたので、もしわかる範囲でその理由も説明をしていただければと思ひます。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** いまの福嶋委員の質問の仕方というのは、これまずい。ちょっと不適當でない。というのは、例えば函館酸素株式会社とこういう話を出したけれども、例えば函館酸素株式会社を指名したのが指名委員会。指名委員会できちんと整理をした中で指名をしている。

素人であるか素人でないかというのは、指名委員会できちんと調べた中で指名していると思うのです。だから、聞き方としては素人だどうのこうのという質問でなくして、いまの質問の仕方は不適當。だから、その辺は指名委員会できちんと整理してあるのかどうかという聞き方が良いけれども、素人の会社でないのどうのこうのと、下請け云々というのは、これは不適當な質問の仕方です。だから、直したほうがいい。

**平野委員長** 福嶋委員。

**福嶋委員** いま私の言い方について、いままでそういうわからないでしたのは、不適切であれば撤回いたします。ただ、問題は私達がこれを見て不思議に思うのは、いま先ほど言ったけれども、町内業者にあたったらいなかったと、辞退をしたと。であれば、函館の専門の業者にやったと。そうすれば、そういう経緯も含めて、やはり私は何社でどのようにやった、その中に自分で機械設備をこなせる会社があたったと。これは、そういうふうになったのかもしれないけれども、最低何社で競争してこういうふうになったと。いままでもう一つは私、98%・97%ずっと高い落札率だったと。そこで、81%で取ったということになるとはたしてこれはどうなのかな、最低制限に引っかけられないのかなという含めて、この金額も何百万以上でなければ、500万円以下かな、私の記憶では。それ以下であれば、81%以下であればだめだと。金額によって最低制限を設けるのだという話も聞いておりましたので、この辺がいま説明するまで、ちょっとその辺が疑問だったものですから、聞き方がちょっと極端で、指名業者を設定した経緯もわからないでおかしいと相手を見下したというふうなことになるればそれは撤回いたします。ただ、その辺の経緯をもう少しわかる範囲内で教えてもらいたいなというふうに。

**平野委員長** 平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** まず指名委員会につきましては、病院事業で独自に指名委員会がありますので、町とは異なっているということでご理解ください。

ただ、指名願いにつきましては、町に出されているものを準じるということで、町が指名通知を受理している会社につきましては、適正な工事ができるというふうに判断しておりますので、町のほうで受理した指名業者の中から、木古内町が町内業者ができないということでしたので、この工事を実施できる、そしてこれまで当町と工事を請けた中で、間違いなくやられている業者を選定してやってきております。

この2回目の入札におきましては、7社で実施して、函館酸素が落札しております。最低制限価格につきましては、町のほうで500万円という基準があつて、福嶋委員がおっしゃるとおりやっているそうですけれども、病院事業につきましては、企業性を十分に発揮するということもありますし、競争の原理を働かせたいということでもありますので、最低制限価格は設けておりません。ですので、一番安く落札をされたかたが落札業者になるということによってやっておりますので、このやり方が適切か不適切かというのは、皆様のご判断にお任せしますけれども、あくまでも企業会計として、経済性を発揮するという観点からいけば、このやり方が一番良かったのかなというふうに思っております。結果的に発注金額も少なく済んだということでございます。

あと、町内業者につきましては4社に、これまでの管工事を行っているところにご案内をさせていただいたのですが、いずれの業者からも具体的な理由は書かれていない辞退届が出てまいりまして、じゃあできないということであれば函館の業者も含めて知内の業者と実施しようということで、今回の入札に至った運びでございます。

**平野委員長** よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** ほか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 2ページの4、恵心園職員の身分の確認状況についてなのですが、38名中退職者希望が7名ということで、私は非常に思っていたよりも多いなと思いました。この7名という人数について、どうお考えなのかなという部分の考えをいただきたいのと、あと給食職員については、こちら委託会社で対応と書いていますが、そのままいまあるこれを見ますと4名がそのまま委託会社のほうに所属するのかな。その辺りもご説明いただければと思います。その2点をまずお願いいたします。

**平野委員長** 鈴木委員の質問に上乘せしますけれども、この7名の退職希望者のかたが最初の資料を見ると、いまより給与は下がらないという約束ですので、金銭面じゃないのかなと想像するのですが、理由についても個人面談されたということですので、わかる範囲と言いますか聞いた部分を教えていただきたいと。

平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** 詳細は聞いているのですが、あくまでもプライベートなこと個人情報になりますので、非公式なことであれば若干、退職理由というのはお話できるかと思っておりますので、休憩を挟んでそこは。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後2時43分

**再開** 午後2時49分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、以上をもちまして、いさりびと恵心園との経営統合についての調査を終えたいと思います。

以上をもちまして、保健福祉課と病院事業の全ての調査を終えました。大変、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後2時49分

**再開** 午後2時56分

## ＜農業委員会＞

### ・農地利用最適化交付金事業の活用と農業委員報酬の改定について

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

その他といたしまして、まずは農業委員会の農地利用最適化交付金事業の活用と農業委員報酬の改定について、調査いたします。

資料が配付されておりますので早速、説明を求めます。

木村事務局長。

**木村農業委員会事務局長** 農業委員会事務局長の木村です。

農地利用最適化交付金事業の活用と農業委員報酬の改定について、説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

1. 概要です。国の農業委員会改革の一環として、農地利用の最適化の推進に関する業務が農業委員会の必須業務として法令に位置付けられたことに伴い、農地利用最適化交付金事業を活用するとともに、農業委員報酬を増額改定をするものです。

2. の経過です。平成27年度に改正農業委員会法が成立して、平成28年度から施行となりました。そして、この法律の中では農地利用最適化推進委員の配置が義務付けられたことに伴って、農地利用最適化交付金事業が創設されております。木古内町におきましては、平成29年度今年度の6月の議会で、委員の選任について同意をいただいて、7月20日付けで3年間の任期ということで任命しております。木古内町におきましては、特例として農地利用最適化推進委員を置かないことができましたので、農業委員の業務の中で農地利用最適化推進業務を行うこととしております。そして、農地利用最適化交付金事業を活用して、農業委員報酬を改定するものです。なお、平成29年度は年度中途からの任期ですので、この交付金及び報酬の平準化につきましては、平成30年度からということになります。

3. で、農地利用最適化交付金事業の概要です。一つ目が活動実績に応じた交付金ということで、今年度につきましては9か月、ひと月6,000円単価で農業委員数、そして二つ目が成果実績に応じた交付金ということで、おおよそですが1万4,000円の農業委員数で、今年度は7月から12月までの6か月相当いただけることになっております。この積算は、農地集積率と遊休農地率に基づいた評価点もかけることとなっております。

4. で、農地利用最適化交付金の充当例です。別添1ということで、3ページ目をご覧ください。

これは、北海道農業会議が各農業委員会に示した資料であります。この中段に条例パターンというものがありません。①で上乗せ変動型ということで、交付金をいただいた充当分を引き上げて、各農業委員ごとに活動実績に基づいて変動するというものです。②で上乗せ固定型ということで、報酬を引き上げて定額で交付するというものです。③で上乗せプラスみなし上乗せ型ということで、従来からの報酬額の一部にこの交付金を充当した上で、さらに報酬を引き上げて定額で上乗せするものです。④でみなし上乗せ型ということで、従来の報酬に対して全額この交付金を利用とするものです。

木古内町におきましては、この③の上乗せプラスみなし上乗せ型というパターンを採用したいと考えております。この特徴ということで、特徴の三つ目のポツになります。

交付金が上乗せ額を上回る場合は、交付金はみなし上乗せ額を含む上乗せ額の範囲内で申請するというので、相当程度金額としては交付可能なのですけれども、報酬見合いで

この交付金申請をしていきたいと思っています。

資料にお戻りください。

5. の農業委員報酬の改定内容です。(1) として現行報酬です。会長が月 1 万 8,000 円、委員が月 1 万 2,000 円です。改定後は会長が月 3 万円、委員が月 2 万円を想定しております。(3) ということで、うち農地利用最適化交付金の充当額です。会長は 3 万円のうち、1 万円を充当いたします。委員は 2 万円のうち、1 万円を充当いたします。

6. で補正予算内容です。①の活動実績交付金は、先ほどの積算でいきますと 54 万円、②の成果実績交付金は 36 万円、合計 90 万円の歳入を見込んでおります。(2) の歳出で、農業委員の委員報酬は 7 月から来年 3 月までの積算になりますが、75 万 6,000 円の増額となります。

2 ページをご覧ください。

7. で参考として、農業委員の業務内容を記載しております。これは先ほど言ったとおり、農地利用最適化推進員を置かない場合、農業委員が代用することになっております。

(1) で農業委員会法第 6 条第 1 項業務です。これは、農業委員会総会への出席や農地の売買、貸借、転用の現地確認、事前相談などの農地法などの農業関係法令により、権限を属させられた事項ということで、いわゆる農地法 3 条・4 条・5 条の農地の権利移動や転用に関する許可等に関する業務が主なものです。(2) の同法第 6 条第 2 項、これが農地等の利用の最適化の推進に関する事項で、例えば担い手への農地の集積集約化や、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農の促進などが含まれます。(3) として同法第 6 条第 3 項で、法人化その他農業経営の合理化に関する事項や、農業一般に関する調査及び情報の提供が含まれます。(4) として同法第 38 条に基づく、関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出があります。

8. として、その他で関係例規の改正、整備も合わせて行うこととしております。具体的には、非常勤特別職の報酬条例の改定、農業委員報酬基準要綱の制定、農地利用の最適化の推進に関する指針の制定などが上げられます。以上です。

**平野委員長** 以上、説明が終わりましたので、質疑があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** ないようですので、以上で農業委員会のその他の案件を終えたいと思います。お疲れ様でした。

## <建設水道課>

### ・下町・前浜ふれあいセンターの設置について

### ・水道事業の施設維持管理における民間事業者の選定について

**平野委員長** 続きまして、建設水道課の下町・前浜ふれあいセンターの設置について、続けて水道事業の施設維持管理における民間事業者の選定についてを調査いたします。

それでは早速、資料の説明を求めます。

構口課長。

**構口建設水道課長** 本日は、時間をとっていただきありがとうございます。

まず、建設水道課においてなのですが、2 点の件について報告させていただきたいと思

います。

まず、1点目についてなのですが、下町・前浜ふれあいセンターについての設置についてでございます。

下町・前浜地区においては、以前から会館等の設置の要望があり、このたび地域住民から空き屋住宅の提供もあったことから、これを町のほうで借り上げて、ふれあいセンターとして設置計画をたて、今定例会において、条例制定と備品等の予算補正を予定しているものです。

詳細については、施設担当であります村上より説明いたしますので、よろしくお願いたします。

**平野委員長** 村上（蔵）主査。

**村上（蔵）主査** まず、資料の1ページ目にふれあいセンターの位置図が、それから2ページ目と3ページ目に外観と内部の写真がございますので、ご参照ください。

いま課長のほうからもお話がありましたが、下町地区・前浜地区には町内会館等の施設がなく、地域の住民が気軽に集まってふれあい・交流できる場所がないため、過去に何度か会館設置の依頼が地域住民から寄せられていたことがございます。

それから、近年は人口の減少とともに町内の空き家が増加しており、その利活用や処分についても問題となっております。

そこで、現在活用されていない空き家を借り上げ、下町・前浜ふれあいセンターを設置することで、地域住民の交流のための場を設けるとともに、町内の空き家の有効活用を図るものでございます。

設置にかかる費用として、光熱水費、火災保険料、建物の借上料、備品購入費について補正する予定となっております。以上です。

（「休憩」と呼ぶ声あり）

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後3時07分

**再開** 午後3時20分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩の中でも様々な意見が出されましたが、こちら本会議に設置条例としても出てきますので、その他質問事項があれば本会議の中でしていただきたいと思っております。

ただ、町としてはいま休憩の中でも出されたように、これまで町民からあるいは議会の中でも出されたはじめての案件が出たわけですから、これにただ期間も限定かもしれないということで、たくさんお金をかけられないという事情もいま説明がありましたので、その辺のことは頭に入れておきながら、質疑があれば本会議でしていただきたいとは思っています。

続きまして、水道事業の施設維持管理における民間事業者の選定について、4ページに続いておりますので、説明を求めます。

構口課長。

**構口建設水道課長** 2点目でございます。



水道事業の施設維持管理における民間事業者選定についてでございます。

水道事業の施設維持管理の委託化につきましては、先月開催された第 5 回総務・経済常任委員会にて報告させていただいておりますが、委託事業の開始を新年度の 4 月 1 日としたいため、今回の定例会において債務負担行為を行わせていただいて、委託事業の事務手続きを進めていきたいというものでございます。

参考までになのですが、債務負担行為とはということなのですが、当年度以降にわたって債務を負担することで、そのことで今年中に新年度の予算を担保する必要があるということでございます。

今定例会において上程する理由としましてなのですが、この事業を行う中で入札ということがあります、その入札の形式の中でプロポーザル形式というものを考えております。プロポーザル形式で行うということに関してなのですが、プロポーザル形式は単なる金額の安さだけで決定するのではなくて、この目的に対して企画提案をしていただきます。その中で、優れた提案者を選定するという入札方法となります。

この事業なのですが、知内町と木古内町にある各々の水道施設の管理を同一業者で行っていくことで、経費の軽減を図ることを目的としております。その中で、両町事務協議を進めておきまして、そのことを踏まえた中で、事業の実施工程を両町の足並みをそろえながら進める必要がございますので、今回、議案配付時に追加議案として取り扱っていただいて、議会運営委員会に諮っていただければと考えております。

今後の上水施設の維持管理においては、国においても提唱している「水道ビジョン」というものがありまして、我が町みたいな小規模自治体は、不足する人的資源を民間の技術力に頼って、将来にわたり技術力を確保していく必要があると。その中で、適切な負担のもとで施設を維持していき、計画的に更新事業を進める必要があるとされております。

そのことから、当町においても、将来的な長いスパンに立った考えの中で、水道事業の運営管理を行う手法として、実施していきたいと考えております。

それを踏まえて、水道事業の民間事業者の選定ということに対して、担当のほうより説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**平野委員長** 木本（邦）主査。

**木本（邦）主査** 担当の木本です。

私のほうから 4 ページをお開きいただいて、(1) 番の民間事業者の選定方法についてというところにつきましては、先ほど構口課長のほうから申し上げたとおりでございます。

その次に (2) 番としまして、想定している委託の内容ですけれども、大きく分けまして一つ目が水道施設の運転監視業務、これは平日と休日、365 日です。それから各機器の保守点検作業、それから各施設の維持管理業務、4 番目としまして水道メーターの検針業務、それと年間とおして定めております水質検査計画に基づく水質検査業務、それとこれは随時ですけれども、メーターの開閉栓業務というところを想定しております。

(3) 番目としまして、今後のスケジュールですけれども、まず第 1 番目としまして先ほど言いましたとおり、12 月定例会におきまして債務負担行為の提案をさせていただきます。

その後、2 番目としまして知内町との協定の締結、これを 12 月中旬以降、3 番目としまして、このあと民間事業者の実際に候補選定の作業に入りたいというふうに考えております。これを 12 月下旬以降です。それから、業務提案書及び見積書の提出というこ

とで、1月下旬と書いておりますが、2月上旬から2月中旬になろうかと思えます。それから5番目としまして、プレゼンテーションの知内町との合同審査というところで、2月中旬を想定しております。それから最後に、最終的に業者選定の委託契約の締結というところでございます。

次に、5ページをお開きください。

今回、12月25日にも総務・経済常任委員会でもお話をしましたけれども、民間事業者に委託することのメリットということで、枠内にもう一度お示ししますが、長期的に水道に特化した人材の確保が可能というところなんです。それから危機管理、特に緊急時の対応能力増強。それから、民間のノウハウ発揮によりまして、業務の効率化、費用の圧縮がなされれば結果的には将来の施設更新費用の確保というところでございます。それから、水道サービスの持続性確保、安全な水の供給確保というところなんです。この辺が可能になると考えております。

このほかに、民間委託の必要性としまして、(1)番の浄水場の維持管理レベルの向上というところなんです。

浄水場の各機器ですとか、構造物の老朽化によりまして、運転監視の重要性が今後増加してまいります。このため、下記の内容を委託内容に盛り込むこととしております。

一つ目が平日に加え、先ほども言いました休日にも運転監視業務を行う。それから二つ目が、専門知識を持つ技術員の機器の保守点検の頻度、この増加への対応でございます。

夜間につきましては現在、整備しております浄水場の無人化ということで、自動通報装置で警報が発令されますと担当になる私のほうに警報が発令されるというようなシステムを現在構築中です。

それから、(2)番目で2町で委託することのメリットと書いておりますけれども、通常3から3.5人工必要なところが2町で共同で委託することによって、例えば日中の8時間を木古内4時間、それから知内4時間ということでシェアした場合、机上の設計では2.0人工で対応が可能というところなんです。この理由ですけれども、木古内町と知内町の浄水場の浄水処理方法が緩速ろ過方法という手法になっていまして、両町同様なことから先ほど言いました対応ができるという考えになっております。それから、これまでの2名体制が実質3名体制に増強と書いておりますけれども、現在、私と再任用を終えた臨時職員が対応していますが、この2名の対応が先ほども言いました民間事業者が2名入ることによって、2名から実質3名に増強されるという考えです。

それから、3番目に規模の拡大による民間のスケールメリットと書いておりますけれども、直接的に我々事業体ということではないのですが、小規模事業体で民間事業者に委託を検討するとしても、その事業規模が小さいということで、なかなか単独ではスケールメリットがなくて、発注者側も民間企業の参入メリットもなかなか確保できていないところなんです。このため複数の事業体で共同発注することで、技術ですとか経営基盤の強化のために、有効な手段になると考えております。現在、進めている広域連携の委託業務では調査の結果、知内町との施設の維持管理面を共同委託することが合理的とされておりますので、将来的にさらに2町の規模を拡大した広域連携に向けての段階的な位置付けとしたいと考えております。結果、この広域連携が拡大されていけば、コストの削減も可能であると考えております。

それから、実際に想定している委託内容でございますけれども、これは前回 10 月 25 日に提示させていただきました資料と同様になります。違っているのは右下の黄色く着色してある部分です。現在の水道事業の今年度予算の想定額でいきますと、トータルの額の 1,400 万円というところでございますが、実は平成 25 年度に現在の臨時職員が退職しておりますので、その当時の正職員を給与で換算しますと、およそこの職員の差額が出てまいりますので、実際には実情価格として 2,080 万円程度というような内容になってございます。

それから、亀川浄水場の廃止ということで、老朽化の著しい亀川浄水場を廃止することによって、当町の浄水場が木古内浄水場のみになります。このため、木古内浄水場に支障が出ますと全町的な減・断水になることが考えられるために、運転ですとか保守体制としてより強固とする必要があるというふうに考えております。以上でございます。

**平野委員長** 説明が終わりましたので、質疑があればお受けします。

又地委員。

**又地委員** 委託業務の中に、水道メーター検針が入っているのですよね。従来は、町の人何人に分かれるのかわからないけれども、お母さんがたがやってくれている。これも全部本当は委託する業者をお願いするの。私は、メーター検針に関しては、それなりにいま検針している人方は、長いことやっているとと思うのですよね。そういう意味で、そうしたらこの委託業者さんがこの人方をまた使ってくれればいいなと思いがらいるのです。だからその辺はどうなのかなと思って。結局それなりに一生懸命長いことやってくれている人方だったし、ある意味では生活の糧としてやっていた人もいると思うのです。その辺、全部委託会社にやってしまって、この人方が必要ないということになれば、大変かわいそうだなという気もあるのだけれども、その辺は委託業者は再雇用してくれるようなあれになるのかちょっと。

**平野委員長** 木本（邦）主査。

**木本（邦）主査** この辺につきましてもおっしゃるとおり、我々も長らく検針業務等集金の業務をやっていたところがありますので、そういった雇用の面からもいままでやっていた方々にやっていただければいいというふうに考えていますので、中身としてはプロポーザルの業者選定の中で、地元雇用に対する例えば考え方とかその辺についても評価点の基準を設けて、積極的にそういった方向にもっていけるように考えたいと考えております。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** メーターの取り替えもこの委託業者に入るの。

**平野委員長** 木本（邦）主査。

**木本（邦）主査** 現在の想定では、メーター器の取替作業は考えておりません。というのは、管工事のほうの資格の所有の制限もこれ付いてきますので、想定している中身としては現在はメーター交換は入っておりません。

**平野委員長** ほか。

福嶋委員。

**福嶋委員** 非常に合理的で、将来に向けてこんなに早く進むのかなというふうに思っています。これは知内と合併することによって、国の委託料を受けて効率的にやりなさいと。そうしたら、すごくメリットあるよというふうなことはわかるのだけれども、スケジュー

ルが随分早すぎて、こんなに上手くトントンでいくかなというふうな私は感じるのです。

それで、もう一つは私が知っている範囲内では、どうも知内が本流で知内の水を必ず使うことがかなり多いだろうと。知内の水が非常に経費がかからない水が多いと。建川のところにすごくその余った水が流れていると。こういう話を聞いて、よく知内も了解してくれたなど。言うなれば、私の感じでいままで知っている範囲内で、その辺が非常に両方でメリットが将来的にあるということで、知内も合意してくれるという条件でこういうふうになっているのだろうけれども、非常に少し早すぎるのではないかと。こんなに上手くトントンにいくからという感じも受けるのだけれども、その辺は。

**平野委員長** 木本（邦）主査。

**木本（邦）主査** まず 1 点目のスケジュール感のお話でございますけれども、確認の意味というか 11 月の 10 日に大野副町長のお声もありまして、知内町を訪問いたしまして、大野副町長と構口課長と私と 3 名で知内町を訪問いたしまして、知内町長さんとそれから副町長さん、建設水道課長さん同席のもと、今回の民間委託の共同発注というところで、再度お話をさせていただきまして、その辺のスケジュール感についても同じ足並みでいきましようということで、合意を得てきました。

今回、12 月にそういった債務負担行為を制定させていただくことで、何とかかなりタイトなスケジュールにはなるのですけれども、4 月 1 日の運用開始に向けては業者選定、それから最終的な契約行為までいけるというふうに思っておりますので、その辺については可能かと思えます。

それから、行政区域付近での先ほどのハード面のお話だと思うのですけれども、今回の話というのはあくまでも浄水場の統廃合と別でして、あくまでも現在ある水道施設の維持管理を民間事業者にも両町で共同して委託しようという内容ですので、浄水場の統廃合については今後の課題というふうになってくるかと思えます。

**平野委員長** ほか。

相澤委員。

**相澤委員** 相澤です。

先ほど管理業務の中で、木古内に 4 時間いたら次、知内に 4 時間というふうな話がチラッと出たのですけれども。ということは、施設に誰もいない時間があるという扱いなのですか。

**平野委員長** 木本（邦）主査。

**木本（邦）主査** 基本的には、そういう作業の流れになります。どちらが先かは別としまして、きっちり半分ずつとはいきませんが、いま整備しております自動通報装置というものも私のほかに、そういった民間事業者のほうの個人の端末です。そういったところに発信することが可能ですから、迅速な対応というのは可能ですので、日中の 8 時間全てをこちらにいるとかあちらにいるとかということではなくて、単純に考えますとそういうふうな。

**平野委員長** 相澤委員。

**相澤委員** 両方に同時に職員がいるということではなくて。

**平野委員長** 木本（邦）主査。

**木本（邦）主査** 人員の配置としましては、総括の責任者のかたが 1 名とそれからそれを補

助するかたが 1 名、合計 2 名のかたということで、先ほど言いました 4 時間・4 時間と言いましたけれども、1 人こちらにいてもう 1 人のかたがあちらに行くとかそういうことも想定されます。

**平野委員長** そもそもいま現在で常駐しているわけじゃないから、同じことですよ。

ほか。

又地委員。

**又地委員** そうしたら、いま浄水場に夜間お願いしている人いるよね。それは、このあれからいくと 2 月いっぱい切るということになる。

**平野委員長** ほか。

福嶋委員。

**福嶋委員** いま先ほどメーター検針のメーターの更新ですけども、いままで 7 年間かな、使えば更新をしなければないと、メーターが。それを考えていないという話だけでも、これは何だかんだやらなきゃ法律で決まっているでしょう。それは直営でやるということ。

**平野委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** 別の委託業務ということです。

**平野委員長** 直営というか発注ということですよ。

構口課長。

**構口建設水道課長** 5 ページ目にあります委託内容についてでございますが、まずこの表にある先ほど木本のほうが説明したこの予算額、白地のほうで 1,400 万円という数字でございますが、まずこれは直工ベースとしてお考えください。それで、25 年度の職員の時は 2,080 万円という予算と。それで今回、民間に委託することで当然、経費というものがかかってきますので、その中で私どものほうでいま見積もり等もいただいております、債務負担行為の予算としていま上限として 2,500 万円程度を考えております。この予算ベースでプロポーザルによる入札行為を行うということになりますので、予算計上としては 2,500 万円の計上となることをちょっと追加としてお話いたします。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 3 時 42 分

**再開** 午後 3 時 57 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩の中で様々な意見交換がございました。あとは、質疑はございませんね。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 先ほども言いましたが、あれは当日定例会で出てきた時に質問をしてください。

以上で、建設水道課のその他案件、2 件についての調査を終えたいと思います。

建設水道課の皆様、きょうは非常に長い時間、大変お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 3 時 58 分**

**再開 午後 3 時 58 分**

#### 4. 意見書

＜北海道医療労働組合連合会 函館地区協議会＞

・「安全・安心の医療・介護の実現と夜間交代制労働の改善を求める意見書」

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

2 ページ目をおめくりください。

4・5・6・7 のその他までございますが、スピーディに進めてまいりたいと思いますので。

まずは 4 番の意見書、北海道医療労働組合連合会函館地区協議会から出された意見書がございますので、こちら休憩の中で協議したいと思います。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 3 時 59 分**

**再開 午後 4 時 08 分**

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいまの意見書 1 件については、安全・安心の医療・介護の実現と夜間交代制労働の改善を求める意見書については、不採択といたしました。

#### 5. 議会閉会中の所管事務調査

**平野委員長** 続きますして 5 番、議会閉会中の所管事務調査について、協議いたします。

皆さんのお手元にいまお配りしました。12 月定例会から 3 月までの調査案件で、事務局と打ち合わせをして 4 項目載せております。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 4 時 09 分**

**再開 午後 4 時 12 分**

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、総務・経済常任委員会の議会閉会中の所管事務調査については、別紙配付のとおり皆様と協議して、そのとおり進めることといたしました。

#### 6. 所管事務調査報告

**平野委員長** 続きますして、6 番の所管事務調査報告でございますが、今回 9 月定例会後の 2 回だけなのです。今回と前回は、建設水道課の発注工事の現地調査です。内容についてもし皆さん意見、特出してこれをということがあればいまお伺いしますが、特になければ

またいつもどおり委員長と副委員長に任せていただいてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

## 7. その他

**平野委員長** それでは続いて、7 のその他ですが、事務局のほうから何かございますか。

吉田事務局長。

**吉田議会事務局長** ないです。

**平野委員長** その他はないということですので、全ての調査事項及びその他の 7 番まで終えました。

それでは、長時間にわたり皆さん大変お疲れ様でした。

以上をもちまして、第 6 回総務・経済常任委員会を終えたいと思います。

説明員：大野副町長、若山総務課長、田畑主査、平野病院事業事務局長、西山（敬）主査  
東主査、羽沢保健福祉課長、武藤包括ケア推進室長、木村農業委員会事務局長  
木元囑託員、大高主事、構口建設水道課長、村上主査、木本（邦）主査

傍 聴：なし

報 道：なし

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志